

熊本県個人情報保護制度審議会次第

日 時：平成29年3月8日(水)

午後1時30分～午後3時30分

場 所：県庁行政棟本館4階 行政不服審査会室

1 開 会

2 議 事

(1) 前回議事録の確定

(2) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取

(防犯カメラによる個人情報の収集)【諮問】

(防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化)【諮問】

(3) その他報告事項

・審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について

・熊本県個人情報保護条例の改正について

3 閉 会

〈議事（1）関係資料〉

資料1 前回議事録（案）

〈議事（2）関係資料〉

資料2－1 防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

資料2－2 防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の類型事項化について

(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

〈議事（3）関係資料〉

資料3－1 審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの運用状況について

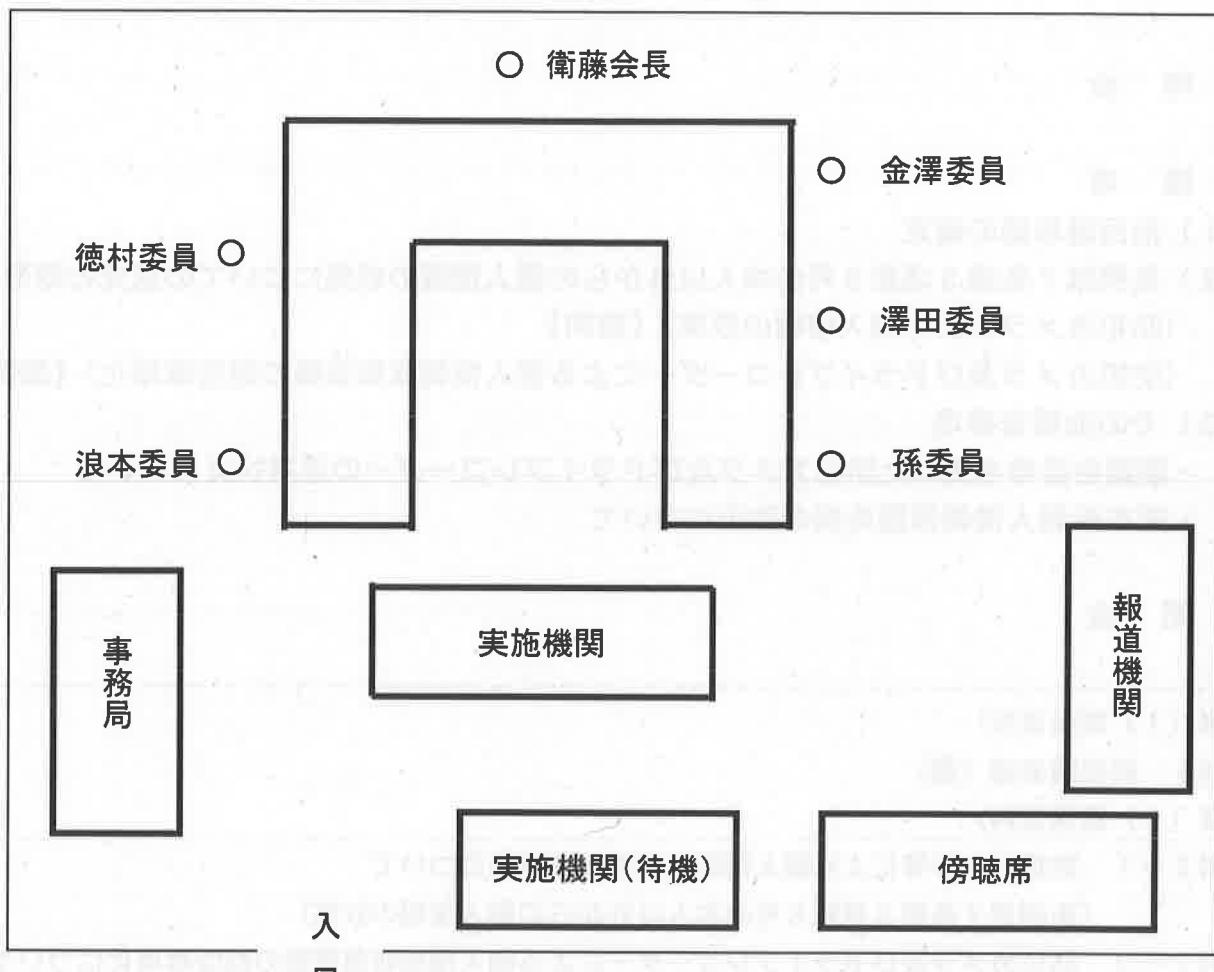
資料3－2 熊本県個人情報保護条例の改正について

配 席 図 (予 定)

日 時 : 平成29年3月8日(水)

午後1時30分～午後3時30分

場 所 : 県庁行政棟本館4階行政不服審査会室



資料 1

前回議事録（案）



（三）馬學圖說

馬學圖說

熊本県個人情報保護制度審議会議事録（案）

1 日 時 平成28年11月28日（月）午前10時から午前11時10分まで

2 場 所 熊本県庁行政棟本館5階 審議会室

3 出席者

審議会委員 衛藤会長 金澤委員 徳村委員 浪本委員

事務局 県政情報文書課 田原課長 守屋課長補佐 増住主幹 高島主事

※ 取材あり（途中退席）

4 議事等

（1）熊本県個人情報保護条例の一部改正について

（2）その他報告事項

5 審議内容

会長 それでは、ただいまから個人情報保護制度審議会を開会します。
まず、本日の議事について、事務局から説明をお願いします。

事務局 次のとおり予定しておりますので、よろしくお願ひいたします。
①熊本県個人情報保護条例の一部改正について
②その他報告事項
②については、平成27年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。

事務局 続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。
〈資料確認〉
以上でございます。

(1) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について

会長 それでは、審議に移りたいと思います。
まず、熊本県個人情報保護条例の一部改正について、審議を行いたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

事務局 資料により御説明させていただきます。
〈資料1により説明〉

会長 今回の個人情報保護法等の改正に伴う条例改正は、「個人情報の定義の明確化」「要配慮個人情報の収集制限」「県出資法人等の措置に関する規定の削除」の3つが大きな柱ということでよいですか。

事務局 平成29年2月議会においては、その三つが主な改正点となります。もう一点、非識

別加工情報についての改正も、今後、検討していく予定です。

会長 それについては、まだ、改正できるほどには検討できていないということですね。

事務局 はい。平成29年2月議会での改正は難しいと考えています。

会長 ただ今の事務局からの説明を受けて、御質問等ございますか。

会長 要配慮個人情報に関して、現在の条例と、改正後の条例で取扱いがどのように変わるものか、もう一度説明してもらってもよいでしょうか。

事務局 はい。

〈資料1-2により説明〉

会長 改正後の条例においても、「その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」という規定を残すということは、（条例第7条第5項）第1号から第11号まではあくまでも例示であって、それ以外の個人情報でも、社会的差別の原因となるおそれがあるものは同様に扱うということですね。

事務局 はい。そのとおりです。

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の要配慮個人情報の定義には、「その他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」は含まれていません。ただ、今回の条例改正で、法に合わせて、当該規定を削るとすると、現行の条例よりも保護される個人情報の範囲が狭くなるおそれがありますので、残す方向で考えています。

会長 わかりました。

浪本委員 新たに条例第7条第5項に追加される個人情報の中に、現在、収集しているものはありませんか。

事務局 現在、その点について確認するため、各実施機関に照会を行っています。

浪本委員 条例改正前にそのような個人情報を収集し保有している場合、改正後はどのように扱われますか。

事務局 「法令等に定めがあるとき」等の例外規定に該当しない場合は、条例改正後に、本審議会に諮問する予定です。

会長 本審議会が頭を悩ませる必要があるのは、諮問された事務において、条例第7条第5項各号に定められた個人情報を収集することが、その事務の目的を達成するために必要で欠くことができないかどうかの判断を求められた時ということですね。

事務局 はい。そのとおりです。

会長 他に御意見等ございませんでしょうか。

- 徳村委員 具体的に考えた方がわかりやすいと思いますので、具体的な事例に関して質問させていただきます。
- 私は、以前、県の消費生活センターで消費生活相談を受けていました。
- 消費生活相談をされる方の中には、多重債務者の方もおられ、相談を受けるときに生活状況をお聴きする場合がありました。その中で、こちらから聞かずとも、ご自分から病歴とか心身の障がいについて話される場合があり、実際、そのような情報は、相談後の支援にとても役立つ場合が多かったです。
- こういった業務で、病歴や障がいに関する個人情報を収集してよいかということについて、審議会の意見を聞くということになるのでしょうか。
- 事務局 お手元の熊本県個人情報保護条例解釈運用基準をご覧ください。
- お話しいただいたような事例ですと、既に審議会の答申を得て、類型事項とされている事務のうち、C-9「相談等」に該当すると考えられます。このような事務については、思想、信条、信教、犯罪歴及びその他社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集することはできるようになっています。ここに、今回、条例に追加される病歴等の項目を追加するか、又は新たに個別に諮問するかといった点は、今後、整理していきたいと考えています。
- 徳村委員 条例改正後の審議会への諮問の件については、具体的には、今のような事例を想定すればよいわけですね。
- 事務局 はい。そのとおりです。
- 徳村委員 わかりました。具体的に少しイメージができました。ありがとうございます。
- 会長 こういった条例は、県内の市町村もつくっていると思いますが、県として指導などを行っているのですか。
- 事務局 個人情報保護の法制度上、県が市町村を指導するような形にはなっていませんので、現時点で指導等は行っていません。また、今回の法改正に伴う条例改正に関しても、市町村と足並みを揃えるといったことまでは、現時点では考えていません。
- ただ、県と市町村で、個人情報の扱いが全く異なるとなると、県民にとってわかりにくいなどの問題もあると思いますので、今後、検討していく必要はあるかと思います。
- なお、市町村への指導は、県の市町村課が行っています。各市町村の条例に関係してくる法改正についても、市町村課から、各市町村に情報提供をしています。今回の県の条例改正の検討状況等については、市町村課に情報提供していますので、市町村課を通じて、県内各市町村に情報が伝わることはあるかと思います。
- 会長 県民は、県における個人情報の保護もさることながら、自分の住む地域に一番密着している市町村行政において、自分の個人情報がどの程度保護されているのかということについて、最も関心を持っていると思いますので、今回のような県の条例改正については、市町村にも流れが波及すればよいなと思いました。
- 会長 他に御意見等はございますか。
- 各委員 (意見等なし)

(2) その他報告事項

- 会長 では続いて、報告事項について、事務局からお願いします。
- 事務局 平成27年度の個人情報保護制度の運用状況について、御報告させていただきます。
（資料2により報告）
- 会長 5の「口頭による自己情報開示請求」というのは、窓口に来れば、その場で開示を受けられるということですね。
- 事務局 はい。文書ではなく、試験の順位や得点などを、窓口に来られた方や、お電話で問い合わせられた方に、その場でお伝えする制度です。
- 上記の説明に誤りがありました。口頭による自己情報開示請求について、電話での問い合わせに対する開示は行っていません。このことについては、平成29年3月8日の審議会で、改めて訂正を行う予定です。
- 会長 4の「自己情報開示請求に対する決定についての行政不服審査法による不服申立ての状況」について、3件の棄却決定がされていますが、その後、法的措置が取られたものはありませんか。
- 事務局 現時点では、いずれの件についても、訴訟等の法的措置が取られたとの情報は入っていません。
- 会長 わかりました。他に御意見等はございますか。
- 各委員 (意見等なし)
- 会長 それでは、次回の審議会について、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局 事前の日程調整の結果、12月19日（月）午前10時からの開催を予定しておりますので、御確認をお願いいたします。
- ※12月19日の審議会については、中止となりました。
- 会長 それでは、本日の審議会は、これをもって終了します。

※今回の審議会で審議された熊本県個人情報保護条例の一部改正案については、審議会後、改正内容及び時期を再検討する必要が生じました。今後、改正内容等を再検討したうえで、正式に本審議会に対して改正案に係る諮問を行う予定です。

資料 2-1

【質問】

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について
(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

- | | |
|--------------------|-----|
| ①熊本県立松橋支援学校・ | |
| 熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室 | 1P |
| ②福祉総合相談所 | 10P |
| ③こども総合療育センター | 19P |
| ④清水が丘学園 | 25P |
| ⑤くまモンスクエア | 31P |

アヒビ二頭拳と千葉県各鳥類人種による日本文化遺産 (被列の鳥類人種のうち種別人本の書名類似と異なる箇所)

アヒビ二頭拳の文書本筋	千葉県文書の文書本筋
四丁一　裏地安政年號の御文書は正月本題	正月の多賀村御事
四丁二　一月一日の御文書は正月本題	正月の多賀村御事
四丁三　一月一日の御文書は正月本題	正月の多賀村御事
四丁六　一月一日の御文書は正月本題	正月の多賀村御事

教政第1245号の2
平成29年2月22日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県教育委員会

熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聴く事項について
(質問)

熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について質問します。

記

1 質問事項

「防犯カメラ等による個人情報を収集する事務」について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立松橋支援学校)

項目	内容
1 設置施設	熊本県立松橋支援学校
2 設置の目的	児童生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	熊本県立松橋支援学校への来訪者及び不正に侵入しようとする者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できる動画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>(1) 本校には寄宿舎があり、夜間には職員5~6人（舍監1人・寄宿舎指導員4~5人）で、31人の児童生徒の対応を行っている。防犯カメラ設置による抑止力は児童生徒及び保護者・職員に大きな安心感を与える。</p> <p>(2) 本校は、県道から100m以上離れており、外部から全く目の届かない位置にある。</p> <p>また、正門の他に西門・東門・南門がある。南門側には人感センサーを設置しているが、寄宿舎棟へ続く正門・西門には容易に侵入できる状況にある。数年前には西門から侵入したと思われる不審者（実際は児童相談所扱いである生徒の保護者）があった。幸い職員が門から侵入した時点で不審者に気付いたため大事には至らなかった。</p> <p>(3) 本校に在籍している児童生徒は、重度の肢体不自由や知的障害があるため、自ら身を守ることが難しい状態である。</p> <p>上記理由のため、児童生徒が安心かつ安全に学校生活を送るために防犯カメラの設置は是非必要である。併せて学校施設設備の安全管理のためにも必要である。</p> 

7 カメラの台数と設置場所	2台 熊本県立松橋支援学校管理棟生徒昇降口前壁面、西門の倉庫壁面
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画・異常時のみ録画 (2) 保存方法 HDDに2週間録画(その後、上書き録画)
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 あり・なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり・なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる。
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり・なし
11 その他の特記事項	平成29年4月設置予定

熊本県立松橋支援学校防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立松橋支援学校に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、児童生徒の安全管理及び防犯のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立松橋支援学校の次の場所に設置する。

熊本県立松橋支援学校管理棟生徒昇降口横（設置施設は管理棟の外側壁面） 1台
西門前（設置施設は倉庫外側壁面） 1台 計2台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をする場合は、管理責任者の承認を得なければならない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、防犯・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

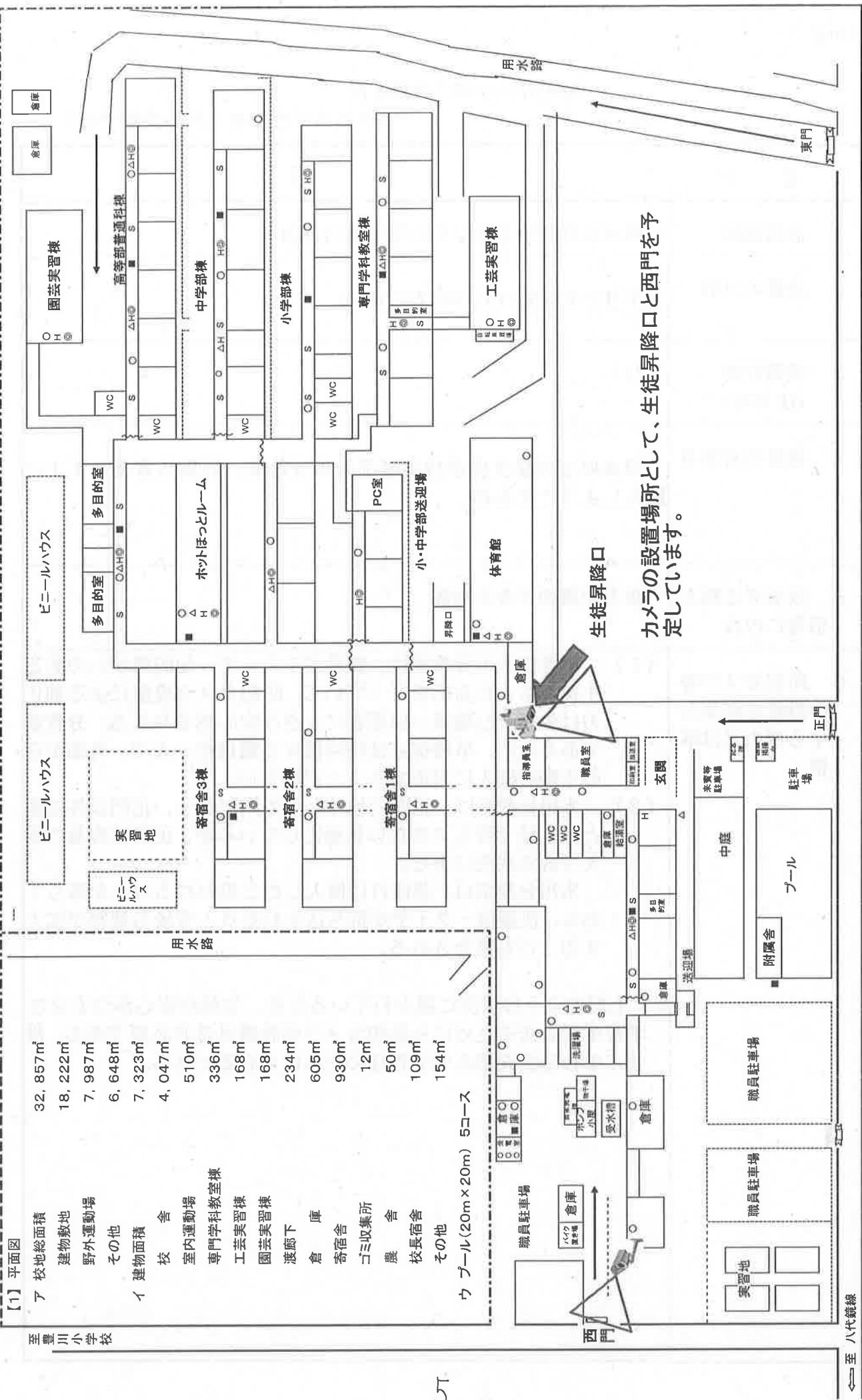
8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(附則)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

松橋支援学校 校舎等の概要



防犯カメラ等の設置状況

(所属名：熊本県立松橋支援学校)

項目	内 容
1 設置施設	熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室
2 設置の目的	生徒の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室への来訪者及び不正に侵入しようとする者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できる画像
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>(1) 高等部氷川分教室は、職員が15人で、知的障がいのある生徒42人の対応を行っている。防犯カメラ設置による抑止力は生徒及び職員・保護者に大きな安心感を与える。分教室であるため、事務室に常時待機する職員が一人で、外部からの不審者侵入に対応することが難しい。</p> <p>(2) 氷川分教室は、正門の他4か所の門がある。正門以外は鎖と南京錠で侵入できない状態にしているが、正門は容易に侵入できる状況にある。</p> <p>氷川分教室は、週休日に侵入したと思われるゴミが落ちており、洗濯機・タイヤが持ち込まれたりと今後も被害が拡大することも懸念される。</p> <p>上記のような状況に置かれているため、生徒が安心かつ安全な学校生活を送るためにも防犯カメラの設置は是非必要である。併せて学校施設設備の安全管理のためにも必要である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	1台 熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室管理棟前時計塔
8 録画方法、保 存方法	(1) 録画方法 常時録画 • 異常時のみ録画 (2) 保存方法 HDDに2週間録画 (その後、上書き録画)
9 記録画像の外 部への提供	(1) 通常時 あり • なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり • なし <ありの場合の提供先> 警察に提供することが考えられる。
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	あり • なし
11 その他の特記 事項	平成29年4月設置予定

熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、生徒の安全管理及び防犯のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、熊本県立松橋支援学校高等部氷川分教室の次の場所に設置する。

管理棟前時計塔 1台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、校長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のために特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をする場合は、管理責任者の承認を得なければならない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

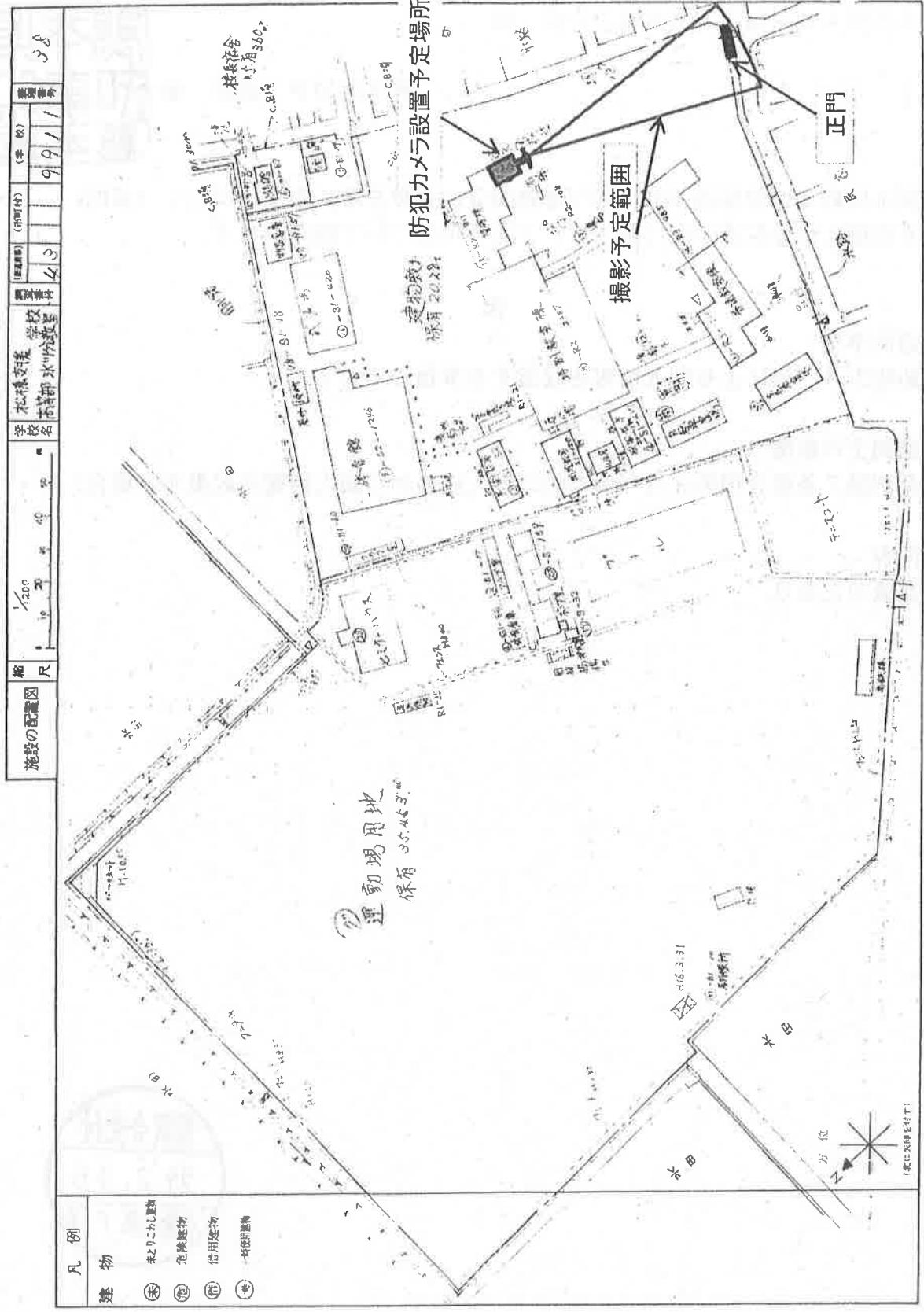
管理責任者は、防犯・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(附則)

この要項は、平成29年4月1日から施行する。



(別紙 1)

福総相第1282号
平成29年2月15日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諒問事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名:熊本県福祉総合相談所)

項目	内容
1 設置施設	熊本県福祉総合相談所
2 設置の目的	一時保護所における児童の安全確保及び防犯
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	一時保護所への来訪者又は不正に侵入する者
5 収集する個人情報の内容	上記の者の動画像（個人が識別できるもの）
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>全国的に児童虐待相談の件数が増加し、虐待等による死亡事件がたびたび発生するなど、児童虐待が深刻な社会問題となっている。</p> <p>また、一時保護所では、児童の保護者等から強引な引き取りや職員に対する脅迫といった事態も発生している。</p> <p>本県においても、一時保護児童の強引な引き取り要求や職員に対する脅迫的な行為も発生していたことから、一時保護所における児童等の安全確保や職員が業務を安全に遂行するために、平成19年3月に、福祉総合相談所の出入口4か所（うち一時保護所の出入口1か所を含む。）に防犯カメラを設置し、安全管理体制を強化したところである。</p> <p>平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において殺傷事件が発生し、当該事件を受け国から社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について通知が発出されており、当相談所においても入所施設である一時保護所の安全管理体制の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>そこで、現在、施設全体の出入口のみを監視するために設置している防犯カメラに加え、今回、一時保護所への不法な侵入をいち早く把握するために、一時保護所周辺の屋外に1台、また、万が一施設内に侵入されても侵入者の行動を把握するために一時保護所内の廊下に3台の防犯カメラを設置し、入所児童の安全確保及び避難誘導等に活用するなど、安全管理体制の更なる強化を図るものである。</p>

7 カメラの台数と設置場所	<p>今回設置分 4台（一時保護所内廊下3台、一時保護所周辺の屋外門扉付近1台）</p> <p>既存設置分 4台（正面玄関、東側出入口、西側出入口、北側（一時保護所）出入口、各1台）</p>
8 録画方法、保存方法	<p>(1) 録画方法 常時録画 • 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法 200時間連続録画（その後、上書き録画）</p>
9 記録画像の外部への提供	<p>(1) 通常時 あり • なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時 あり • なし <ありの場合の提供先> 警察への提供が考えられる。</p>
10 防犯カメラ等の取扱要項等	<p>あり • なし 別添要項のとおり。 今回の増設により、一部改正予定 ※改正案を添付</p>
11 その他の特記事項	<p>・国の「児童養護施設等防犯対策強化事業」の一環として、国庫補助を受け整備を行うもの。 <事業内容> 児童福祉施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置時期 平成29年3月中に設置予定 ※既設置分 平成19年3月に設置 ・防犯カメラ以外の防犯対策としては、一時保護所の周囲を空間センサーで囲み赤外線警報機を設置している。 ・熊本県福祉総合相談所は、「中央児童相談所」、「女性相談センター」、「身体障害者リハビリテーションセンター」、「知的障害者更生相談所」の4つの相談所が一つにまとまっている相談機関である。

熊本県福祉総合相談所防犯カメラの管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために当相談所内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯並びに児童相談所一時保護所における児童の安全確保を図るため設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、当相談所の次の場所に、各1台ずつ設置する。

・正面玄関 ・東側出入口 ・西側出入口 ・北側出入口

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、相談所の来訪者又は不正に侵入する者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画機器及び録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、約2か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、所長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者又は管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域に至る通路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示することとする。

7 画像の提供

管理責任者は、所長の承認を得て、カメラの設置目的の範囲内で犯罪・事故の検査等のため必要と認められる最小限度において、画像を検査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、所長が別に定める。

(附則)

1 この要項は平成19年4月1日から施行する。

(附則)

1 この要項は平成25年8月2日から施行する。

熊本県福祉総合相談所防犯カメラの管理に関する要項（改正案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために当相談所内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯並びに児童相談所一時保護所における児童の安全確保を図るため設置するものとする。

3 設置場所等

（1）設置場所、台数等

カメラは、当相談所の次の場所に、次の台数を設置する。

- ・正面玄関（A棟）に1台
- ・東側出入口（A棟）に1台
- ・西側出入口（B棟）に1台
- ・北側出入口（C棟）に1台
- ・C棟屋内の廊下に3台
- ・C棟屋外の北側門扉付近に1台

（2）撮影対象

カメラの撮影対象は、相談所の来訪者又は不正に侵入する者とする。

（3）撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

（4）録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した画像の管理方法

（1）保管場所

録画機器及び録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

（2）保存期間

画像の保存期間は、約2か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、所長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

（3）画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者又は管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

（4）消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確實に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域に至る通路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を掲示することとする。

7 画像の提供

管理責任者は、所長の承認を得て、カメラの設置目的の範囲内で犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、所長が別に定める。

(附則)

1 この要項は平成19年4月1日から施行する。

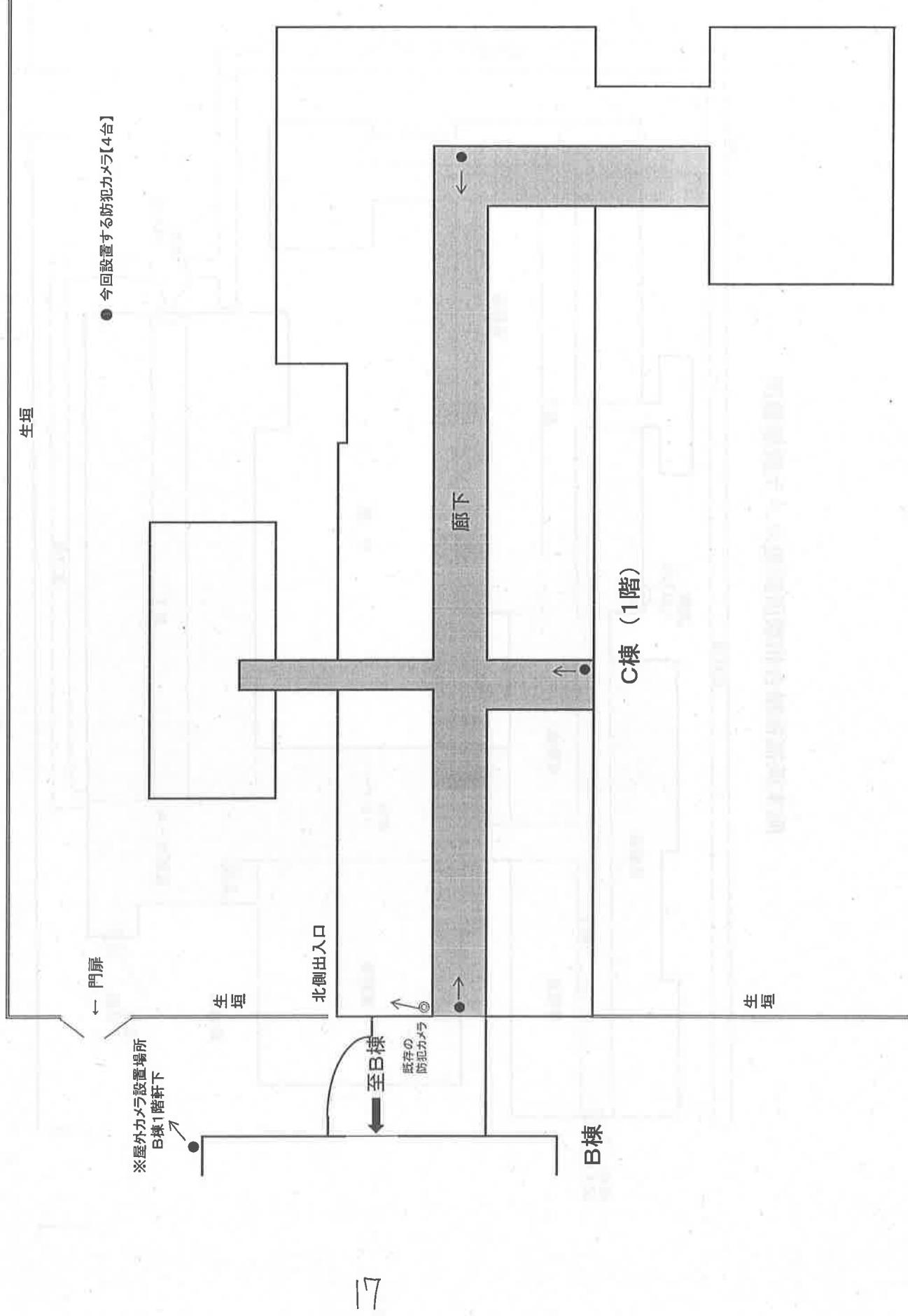
(附則)

1 この要項は平成25年8月2日から施行する。

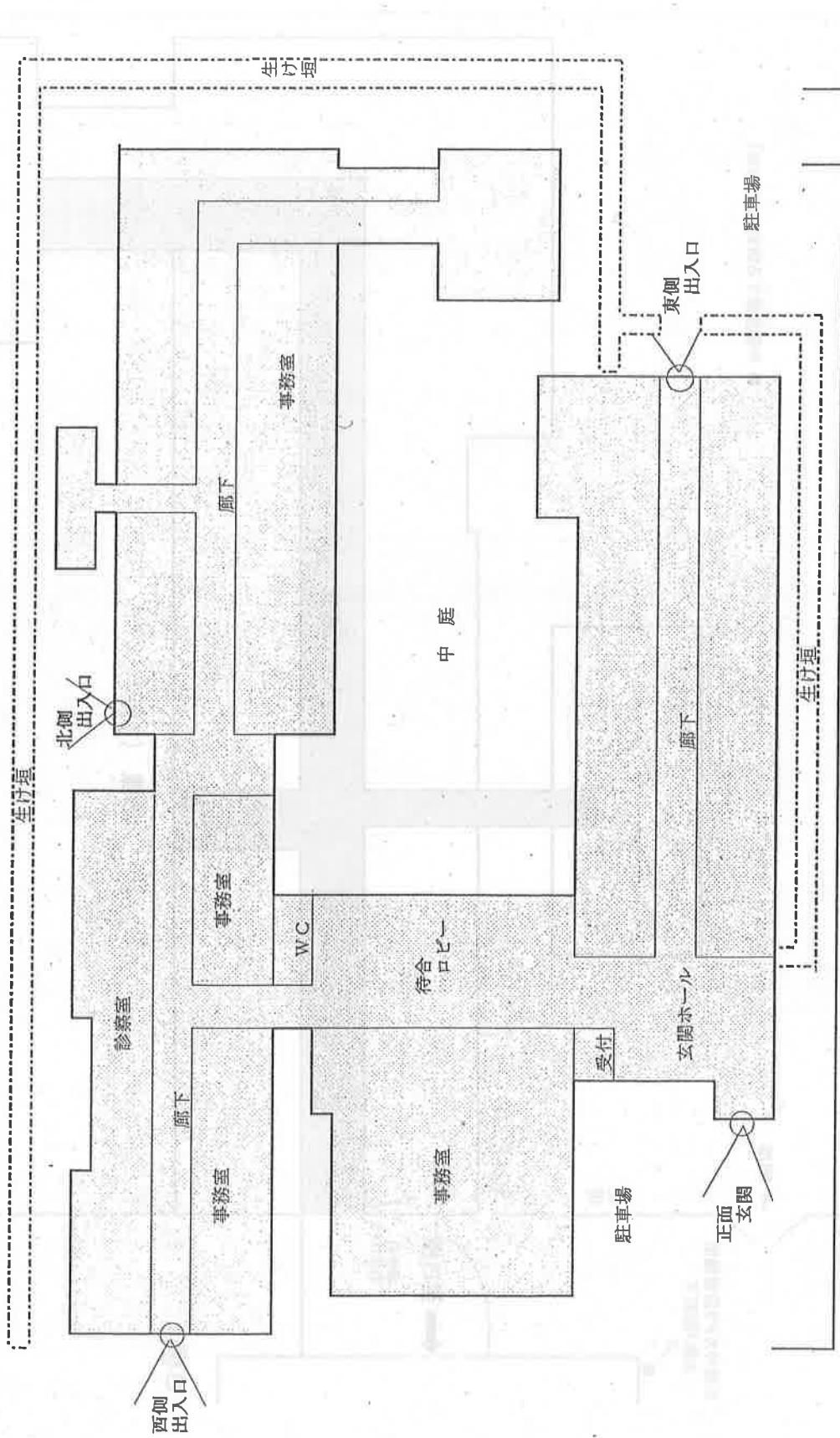
(附則)

1 この要項は平成29年 月 日から施行する。

福祉総合相談所(カメラ増設位置図)



熊本県福祉総合相談所防犯メラ設置場所

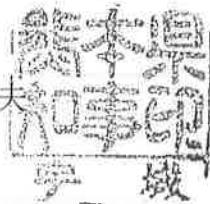


国体道路

療育セ第517号
平成29年2月17日

熊本県個人情報保護制度審議会会長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

「防犯カメラ等による個人情報を収集する事務」について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名:熊本県こども総合療育センター)

項目	内容
1 設置施設	熊本県こども総合療育センター
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯のため
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	施設利用者及び不法侵入者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>(1) 当センターは、心身に障がいがある児童に対し、小児科・整形外科等の病院施設であり、児童福祉法に基づく障害児施設でもある。年間の利用者数は、20,000人以上、職員数は、非常勤職員を含めて約140人になり、職員を含め施設の入退者が非常に多い施設である。</p> <p>(2) 当センターは、沿道の松橋バイパスから徒歩5分の小高い丘の上に位置し、外部から目が届かず、特に夜間は施設前道路に、ほとんど車、人が通らない。</p> <p>(3) 昨年、神奈川県相模原市の県立の障害者施設で発生した殺傷事件を受けて、当センターで防犯会議を立ち上げ、その中で職員の死角になりやすい総合受付（受託会社職員対応）、施設入口（4か所）、医療棟廊下（入院部屋前廊下）の計6か所に防犯カメラの設置の要望があがった。</p> <p>(4) 特に土曜、日曜日及び夜間は、勤務する職員が少なく、上記の事件以降、来訪者等に対して非常に神経を使っている。</p> <p>(5) 防犯カメラは、その画像を常時、総務課、守衛室、ナースステーションのモニターに写し、不法侵入者の早期発見に速やかな対応を可能にする。また、新たに刺又（さすまた）2本を追加し、7本としたところである。</p>

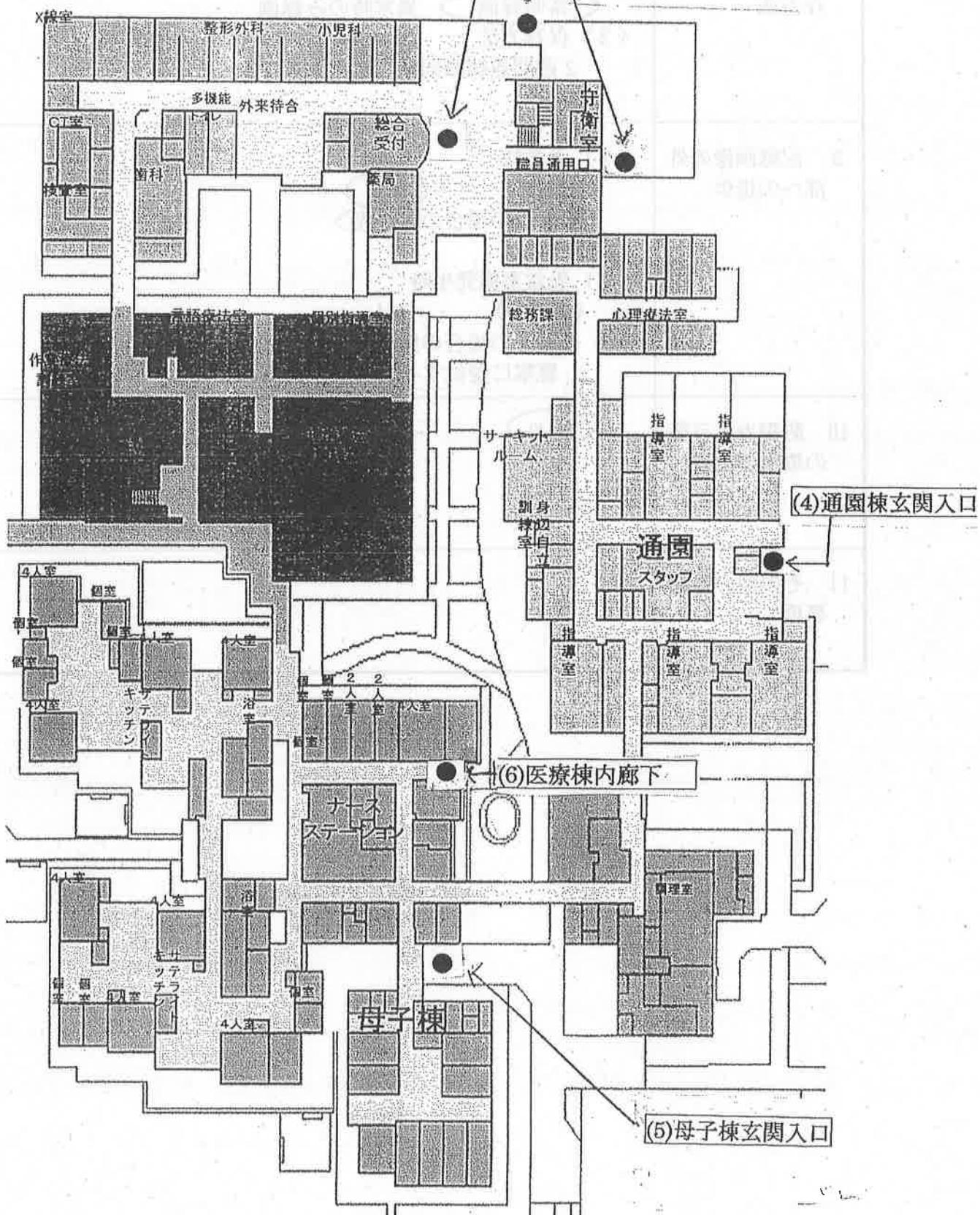
7 カメラの台数 と設置場所	<p>6台</p> <p>(1)総合受付、(2)玄関入口、(3)職員通用口 (4)通園棟玄関入口 (5)母子棟玄関入口、(6)医療棟内廊下 に各1台</p>
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法</p> <p>常時録画 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法</p> <p>2週間連続録画後、順次上書き録画</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時</p> <p>あり ・ なし <ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時</p> <p>あり ・ なし <ありの場合の提供先></p> <p>警察に提供することが考えられる。</p>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	<p>あり ・ なし</p>
11 その他の特記 事項	

こども総合療育センター 1階平面図

-(1) 総合受付

—(2)玄関入口

—(3)職員通用口



熊本県こども総合療育センター監視カメラの管理に関する要項（案）

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために熊本県こども総合療育センター（以下「センター」という。）に設置する監視カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、センターの次の場所に設置する。

総合受付、玄関入口、職員通用口、通園棟玄関入口、母子棟玄関入口及び
医療棟内廊下

各1台ずつ、計6台

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像は、（以下「画像」という。）管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、2週間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。
この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をする場合は、管理責任者の承認を得なければならない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

(附則)

この要項は、平成29年 月 日から施行する。

清学第262号
平成29年2月20日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

防犯カメラの設置について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名:清水が丘学園)

項目	内容
1 設置施設	清水が丘学園
2 設置の目的	施設の安全管理及び防犯並びに入所児童の安全確保を図るため
3 設置根拠 (法令等)	なし
4 撮影の対象者	清水が丘学園への来訪者又は不正に侵入する者
5 収集する個人情報の内容	上記の者の動画像（個人が識別できるもの）
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者支援施設において殺傷事件が発生し、当該事件を受け国から社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について通知が発出されており、入所施設である当学園においても安全管理体制の更なる強化を図る必要がある。</p> <p>そこで、現在、外部からの侵入対策として児童棟の前面と後面に侵入者監視のため設置している赤外線センサーに加え、今回、新たに、万が一施設内に侵入されても侵入者の行動を把握するために、児童棟周辺に6台の防犯カメラを設置し、施設の安全管理及び防犯並びに入所児童の安全確保等に活用するなど、安全管理体制の更なる強化を図るものである。</p> 

7 カメラの台数と設置場所	児童棟周辺の次の場所に各1台ずつ。合計6台設置する。 守衛室出入口、男子寮西機械室東側北、同機械室東側南 女子寮西側北、同西側南、同南側東
8 録画方法、保存方法	(1) 録画方法 常時録画 (2) 保存方法 保存期間は約2カ月とし、保存期間を経過した画像は消去する。
9 記録画像の外部への提供	(1) 通常時 なし <ありの場合の提供先> (2) 異常事態発生時 あり <ありの場合の提供先> 捜査機関等
10 防犯カメラ等の取扱要項等	あり 別添要項のとおり。
11 その他の特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国の「児童養護施設等防犯対策強化事業」の一環として、国庫補助を受け整備を行うもの。 <事業内容> 児童養護施設等の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置・修繕など必要な安全対策に要する費用について、補助を行う。 ・設置時期 平成29年3月中に設置予定 ・防犯カメラ以外の防犯対策としては、児童棟の前面と後面に赤外線センサーを設置している。 ・熊本県立清水が丘学園は、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設の「児童自立支援施設」であり、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者のもとから通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設」（同法第44条）である。

熊本県立清水が丘学園防犯カメラの管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のために当学園内に設置する防犯カメラ（以下「カメラ」という。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯並びに入所児童の安全確保を図るため設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、当学園の次の場所に、各1台ずつ設置する。

- ・守衛室出入口
- ・男子寮西機械室東側北
- ・男子寮西機械室東側南
- ・女子寮西側北
- ・女子寮西側南
- ・女子寮南側東

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、学園の来訪者又は不正に侵入する者とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 管理責任者の指定

カメラの管理責任者は、総務課長とする。

5 録画した画像の管理方法

(1) 保管場所

録画機器及び録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、約2か月間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、園長の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者又は管理責任者の許可を得た者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラ撮影対象区域に至る通路等の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」

と記載した表示板を掲示することとする。

7 画像の提供

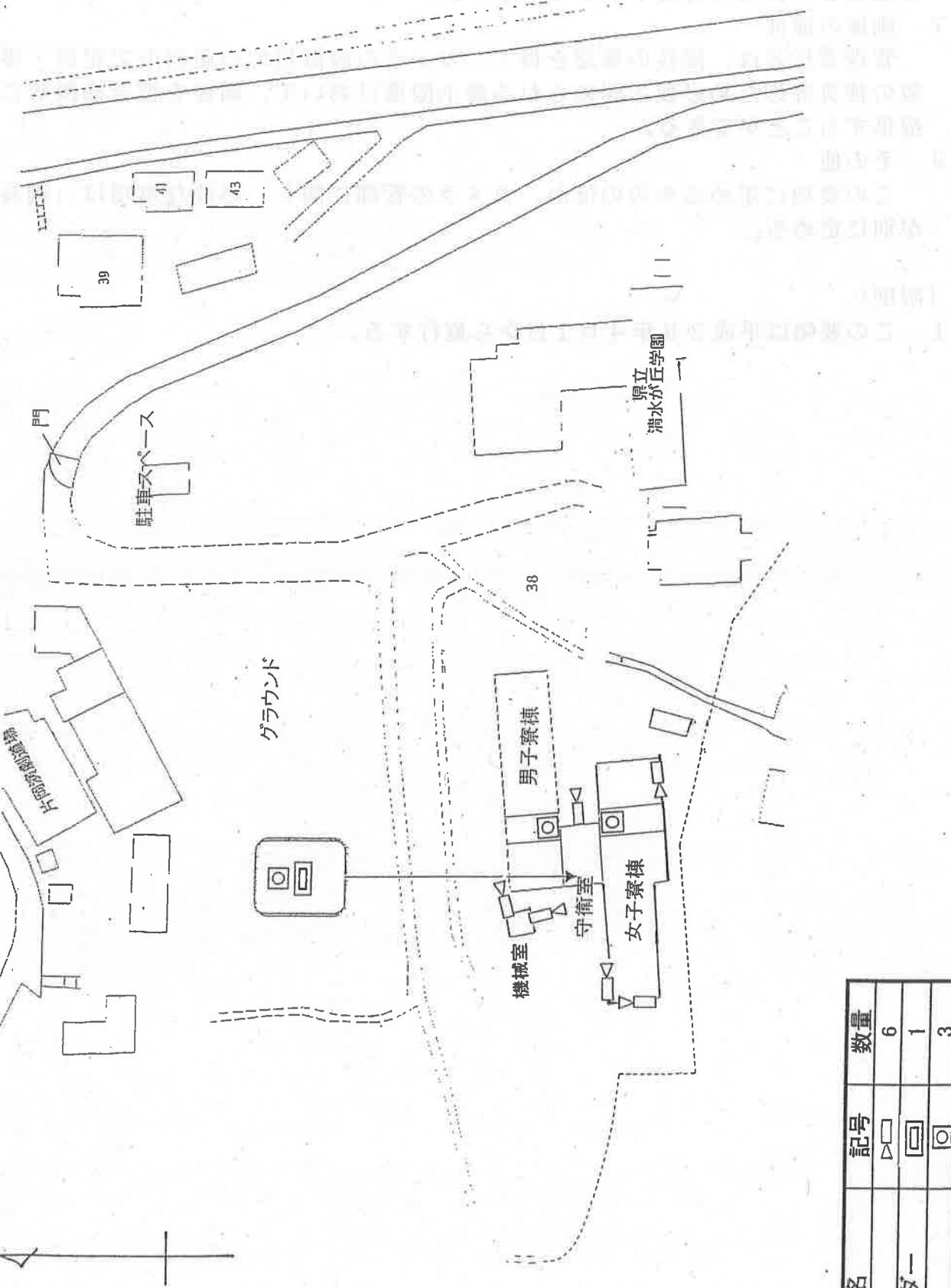
管理責任者は、園長の承認を得て、カメラの設置目的の範囲内で犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

この要項に定めるもののほか、カメラの管理に関し、必要な事項は、園長が別に定める。

(附則)

- 1 この要項は平成29年4月1日から施行する。



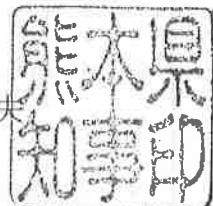
工事実施後平面図(防犯カメラ)

機器名	記号	数量
カメラ	□	6
録画用レコーダー	□	1
モニター	○	3

くづ推第332号
平成29年2月24日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等の設置状況

(所属名:くまもとブランド推進課)

項目	内 容
1 設置施設	くまモンスクエア
2 設置の目的	物産、観光等に関する情報を収集し、及び提供すること
3 設置根拠 (法令等)	
4 撮影の対象者	来館者及び不正侵入者
5 収集する個人情報の内容	個人が識別できるもの
6 防犯カメラ等の設置を必要とする理由又は事情	<p>くまモンスクエアは年間40万人を超える来館者があり、特に、くまモン在室時には入館制限を行うほど混雑する状況である。</p> <p>施設を安全に管理するためには、施設内の事故や事件の未然防止とともに、事故や事件があった場合の早期発見が求められることから防犯カメラによる監視が重要である。</p> <p>また、くまモンスクエアではくまモンコレクションを展示するほか、オリジナルグッズを販売している。これらの盗難及び損の防止のためにも必要である。</p>

7 カメラの台数 と設置場所	<p>4台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入口 (1) ・オリジナルグッズ売り場 (1) ・交流スペース (1) ・軽食コーナー(1)
8 録画方法、保 存方法	<p>(1) 録画方法</p> <p style="text-align: center;"><input checked="" type="radio"/> 常時録画 異常時のみ録画</p> <p>(2) 保存方法</p> <p>ハードディスク上に30日間録画。その後上書き録画</p>
9 記録画像の外 部への提供	<p>(1) 通常時</p> <p>あり <input checked="" type="radio"/> なし</p> <p><ありの場合の提供先></p> <p>(2) 異常事態発生時</p> <p><input checked="" type="radio"/> あり なし</p> <p><ありの場合の提供先></p> <p>警察 (要請があった場合)</p>
10 防犯カメラ等 の取扱要項等	<p><input checked="" type="radio"/> あり なし</p>
11 その他の特記 事項	

(案)

くまモンスクエア防犯カメラ等の管理に関する要項

1 趣旨

この要項は、次項に定める目的のためにくまモンスクエア内に設置する防犯カメラ（以下カメラという。）の設置、管理に関し、その適切な運用が確保されるよう必要な事項を定めるものとする。

2 カメラの設置目的

カメラは、施設の安全管理及び防犯等のために設置するものとする。

3 設置場所等

(1) 設置場所、台数等

カメラは、くまモンスクエアの次の場所に設置する。

入口(1)、交流スペース(1)、オリジナルグッズ売り場(1)、軽食コーナー(1)

(2) 撮影対象

カメラの撮影対象は、施設利用者、不正侵入者等とする。

(3) 撮影時間

カメラの撮影時間は、終日とする。

(4) 録画

カメラで撮影した画像は、録画するものとする。

4 責任者の指定

カメラ等の管理責任者は、館長とする。

5 録画した映像の管理方法

(1) 保管場所

録画した画像（以下「画像」という。）は、管理責任者が施錠できる設備内に保管するものとする。

(2) 保存期間

画像の保存期間は、30日間とする。ただし、犯罪の捜査等のため特に必要と認められるときは、管理責任者の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(3) 画像の閲覧等

ア 画像の閲覧は、原則として異常を認知した場合とする。

イ 閲覧をすることができる者は、管理責任者及び管理責任者が特に必要と認めた者に限るものとする。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(4) 消去

保存期間を経過した画像は、管理責任者において確実に消去するものとする。

6 設置の表示

カメラの撮影対象区域の見やすい場所に「防犯カメラ作動中」と記載した表示板を設置する。

7 画像の提供

管理責任者は、犯罪・事故の捜査等のため必要と認められる最小限度において、画像を捜査機関等に提供することができる。

8 その他

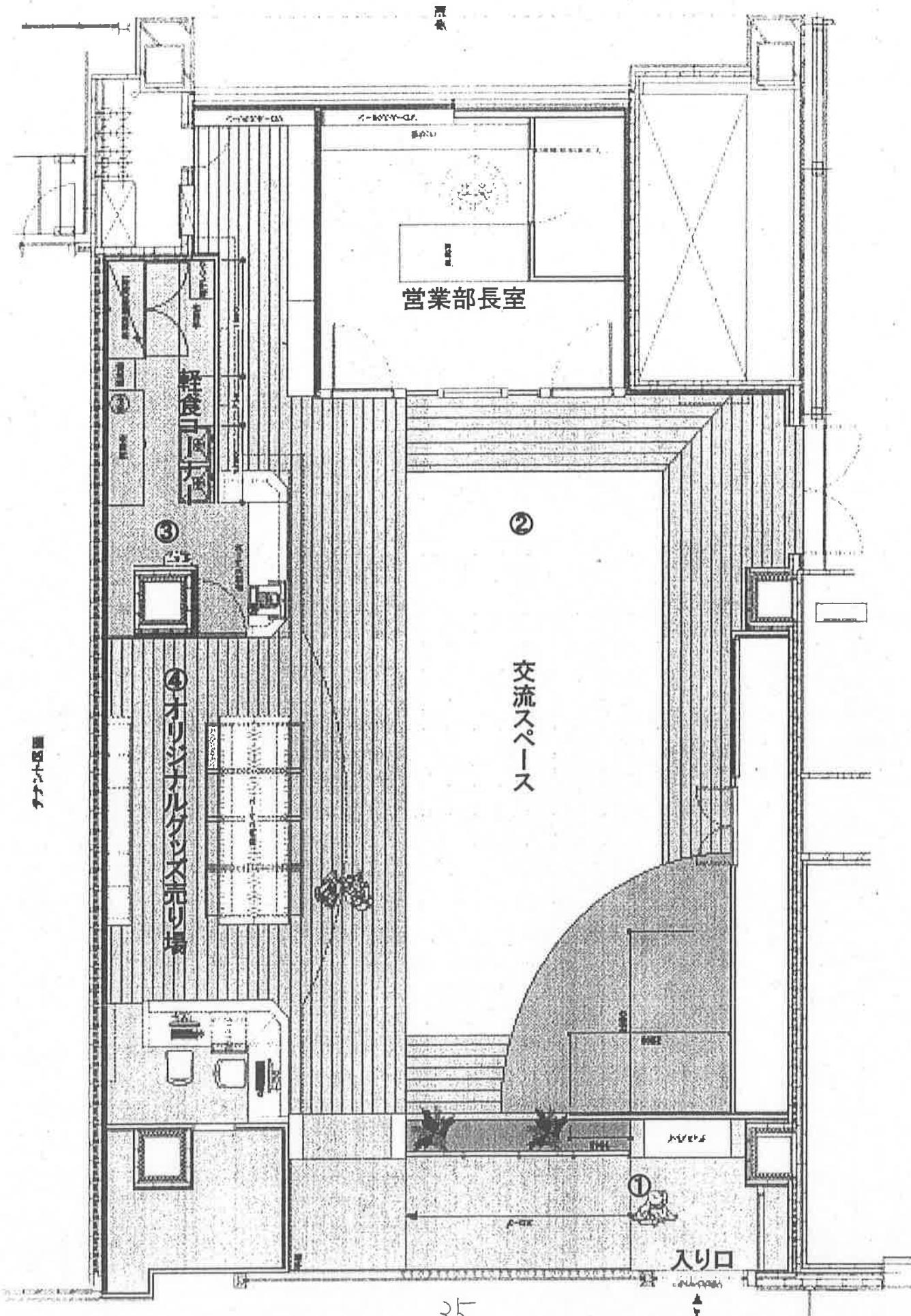
この要項に定めるもののほか、カメラ等の管理に関し、必要な事項は、管理責任者が別に定める。

附則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

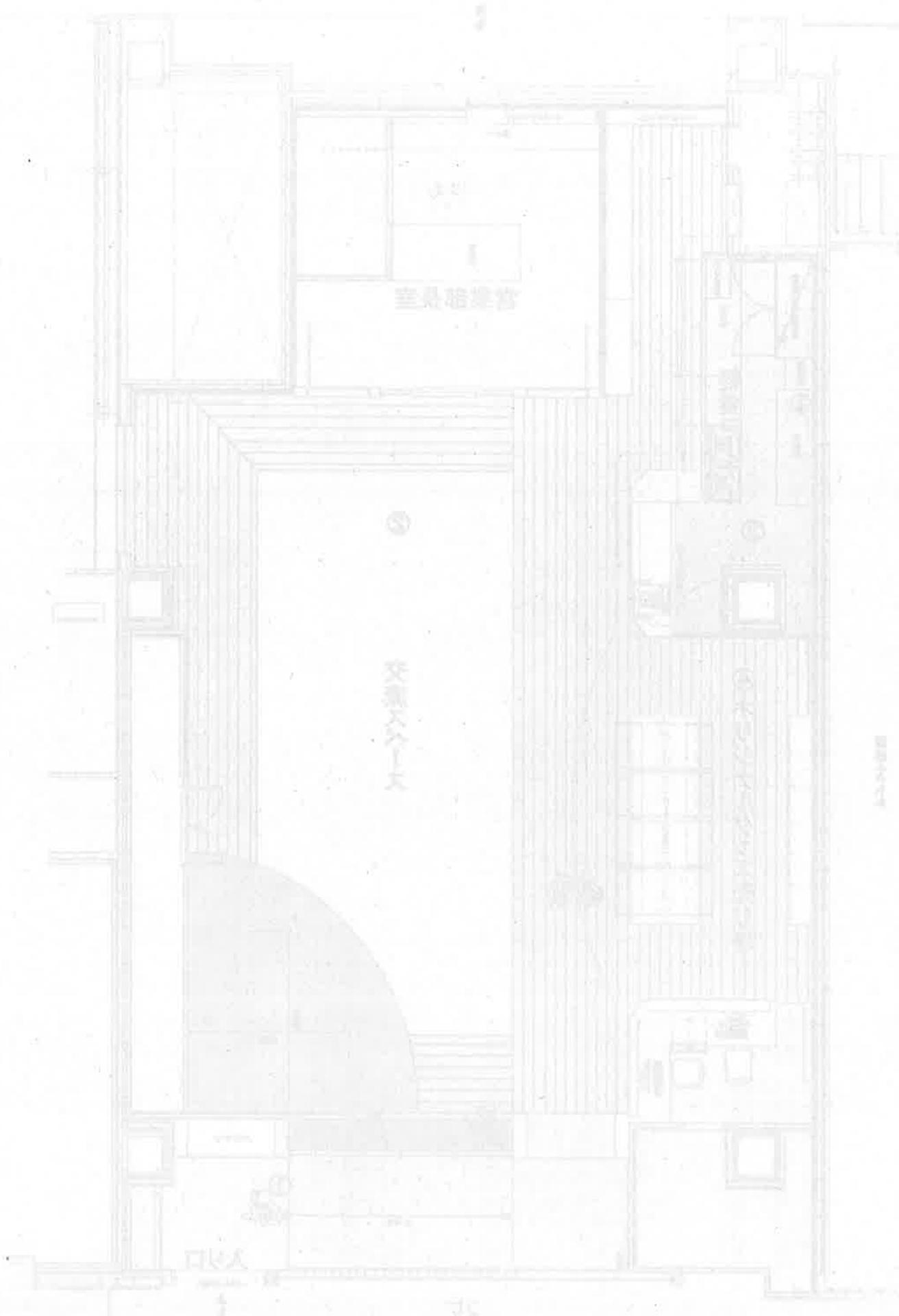
くまモンスクエア内防犯カメラ位置

①～④の防犯カメラは天井に設置



圖立そえ式庭園内でエススニ子吉

露宿コ共天井てく式庭園の④~⑦



資料 2-2

【諮詢】

防犯カメラ及びドライブレコーダーによる個人情報収集事務の
類型事項化について

(条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集)

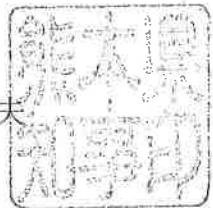
ルート 説明

の観察開始個人番号とゴーゴーにて下記を参考してお読みください。
(成歩の説明と異なる点は個人の見方と解釈によるもの)

県情文第562号
平成29年3月2日

熊本県個人情報保護制度審議会会長様

熊本県知事 蒲島 郁夫



熊本県個人情報保護条例に基づき審議会に意見を聞く事項について（諮問）
熊本県個人情報保護条例に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 濟問事項

- ①「防犯カメラ等により個人情報を収集する事務」の類型事項化について
- ②「ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務」の類型事項化について

2 条例上の根拠

条例第7条第3項第8号（例外的に本人以外から個人情報を収集する場合）

3 内容

別紙のとおり



防犯カメラ等により個人情報を収集する事務及びドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務の類型事項化について

(諮問の主旨)

次の個人情報取扱事務を熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号における類型事項に追加し、その類型に該当する場合には、熊本県個人情報保護制度審議会への個別の諮問を不要とする扱いについての意見の聴取

- 1 防犯カメラ等（以下、「防犯カメラ」という。）により個人情報を収集する事務
- 2 ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務

I. 熊本県における標記事務の現行の取扱い

- ・両事務とも、個人情報を本人から収集する原則の例外として、熊本県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）第7条第3項第8号に基づき、設置施設等毎に、個別に熊本県個人情報保護制度審議会（以下、「審議会」という。）に諮問した上で、実施している。

（条例第7条第3項第8号）

審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。

II. 類型事項化を行う理由

- ・現在、防犯カメラを設置する場合、設置施設等毎に諮問を行う必要があり、また、カメラ等の増設の際にも、再度の諮問が必要な場合がある。担当課、事務局及び審議会は、その都度、諮問に係る事務を行っている状況である。
- ・しかし、設置される防犯カメラ及びドライブレコーダーの多くは、その設置目的及び必要性を一にするものである。また、その運用方法等について、審議会から実施機関への意見は、同一の内容であることが多かった。
- ・審議会には、これまで標記事務について複数の諮問が行われ、議論が成熟していることから、類型事項化を行う状況が整ったと考えられる（これまで答申で出された意見を、類型該当の要件として、個人情報について、個別に諮問する場合と同等の保護を担保できる。）。

III. 具体的な類型について

- ・別表「類型事項案」のとおりとする。
→なお、防犯カメラとドライブレコーダーでは、設置の目的及び撮影対象等が異なるため、各々を別の類型事項とする。
- 類型化に当たっては、個人情報が今後も適切に取り扱われるよう、これまでの審議会で出された意見に沿って運用することを要件として規定する。また、これまでと同様に、定期的な運用状況の報告を審議会に行うこととする。

IV. 類型事項化後の取扱いについて（※要件に関すること以外）

- ・他の実施機関（知事以外）についても、類型に該当する防犯カメラ及びドライブレコーダーを設置する場合は、審議会への諮問は不要とする。
- ・類型事項化以前に設置されたが未諮問となっている防犯カメラ及びドライブレコーダーについても、類型に該当する場合は、審議会への諮問は不要とする。
- ・類型に該当しない場合は、個別に審議会に諮問することとする。

(別表：類型事項案)

類型	理由又は必要性
<p>B-12 (防犯カメラ等)</p> <p>県有施設等において、防犯カメラ等による撮影により、来訪者その他不特定多数の者の容姿、行動内容等の個人情報を収集するとき。なお、以下の要件を全て満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯又は施設の安全管理を目的とするものであること ・個人情報の適切な取扱いを定めた管理要項を整備し、公表及び周知すること ・運用状況を審議会へ定期的に報告すること 	<p>県有施設等における効果的な防犯及び安全管理のために、防犯カメラ等を設置することが必要な場合がある。</p> <p>防犯カメラ等による撮影では、来訪者その他不特定多数の者が撮影対象となるため、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>
<p>B-13 (ドライブレコーダー)</p> <p>公用車に設置したドライブレコーダーによる撮影により、不特定多数の者の個人情報を収集するとき。なお、以下の要件を全て満たす場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故発生時における迅速かつ適切な処理又は交通事故の抑制を目的とするものであること ・個人情報の適切な取扱いを定めた管理要項を整備し、公表及び周知すること ・運用状況を審議会へ定期的に報告すること 	<p>交通事故発生時における迅速かつ適切な処理及び交通事故の抑制のために、公用車にドライブレコーダーを設置することが必要な場合がある。</p> <p>ドライブレコーダーによる撮影では、不特定多数の者が撮影対象となるため、被撮影者の同意を得て個人情報を収集することは困難な場合がある。</p>

熊本県個人情報保護条例解釈運用基準～抜粋～

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、前項の目的を変更する場合には、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。
- 3 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ）を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、個人情報の収集が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているものから収集するとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (5) 他の実施機関から提供を受けるとき。
 - (6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集する場合において、本人以外の者から収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集することによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (7) 公安委員会又は警察本部長が個人の生命、身体若しくは財産の保護又は犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持を目的として収集するとき。
 - (8) 審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは実施機関の個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ又は実施機関の個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれがあると実施機関が認めるとき。

4・5 (略)

【趣旨】

本条は、実施機関が行う個人情報の収集の方法等について、原則として本人から収集しなければならないことその他所要の制限を定めたものである。

第1項関係

【解説】

- 1 本項は、実施機関が個人情報を収集するに際して必要な範囲以上の情報を収集しないように、実施する個人情報取扱事務の目的に照らして必要とされる個人情報の範囲を検討した上で、適法かつ公正な手段により収集しなければならないことを定

めたものである。

2 「個人情報を収集する」とは、意図を持って実施機関以外のものから個人情報を取得することをいう。その収集の契機としては、法令等に基づく届出、申請、申告、申込、相談、検診、調査等があるが、それが視聴等による場合は、その結果等を記録することにより、個人情報を収集することになる。

なお、実施機関内部での利用は、ここでいう「収集」には該当しない。

3 「個人情報を収集するとき」には、実施機関が実施機関以外のものから個人情報を能動的に取得する場合に限らず、法令、条例、規則、訓令、通知等に基づく申請、届出、申告、申込等や診療、相談等により受動的に取得することとなる場合も含まれる。

4 「個人情報取扱事務の目的を明確にし」とは、個人情報取扱事務を所管する各課等において担当者が認識できるよう目的をはっきりさせておくことをいう。

なお、登録対象事務については、その登録簿において事務の目的が明確にされることとなる。

5 「当該目的を達成するために必要な範囲内」とは、個人情報取扱事務の目的及び根拠となる法令、条例、規則、訓令、通知等の趣旨や目的から導かれる範囲をいい、当該事務の執行に不可欠である場合のほか、円滑な実施のために必要がある場合も含まれる。

6 「適法かつ公正」とは、法令等の規範に違反していないだけでなく、同時に社会通念上正当であると客観的に判断されることをいう。

第2項関係

【解説】

1 新たな行政サービスの展開に対応する必要性等から、個人情報取扱事務の目的を変更せざるを得ない場合が生じることは一般的に想定し得るところであり、行政の適正な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するという本条例の目的に照らせば、個人情報取扱事務の目的に一定の柔軟性を持たせることが適当である。

しかしながら、いったん特定された個人情報取扱事務の目的が無限定に変更されことになれば、目的を明確にした実質的意味は失われることから、本項では、変更前の目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲に限り、目的を変更することができることを定めたものである。

2 「相当の関連性を有する」とは、当初の個人情報取扱事務の目的からみて、想定することが困難でない程度の関連性を有することをいう。また、「合理的に認められる」とは、社会通念上妥当であると客観的に認識されるとの趣旨であり、実施機関の恣意的な判断による変更を認めるものではない。

本項に該当する例としては、患者の診療記録を、症例研究目的で利用するため、個人情報取扱事務の目的を変更するようなケースが考えられる。

3 本項の規定と第8条で定める個人情報の利用及び提供の制限の規定との関係は、目的以外の目的での利用及び提供が恒常的に行われる場合は、本項に基づく個人情報取扱事務の目的の変更に該当し、臨時的に行われる場合は、第8条第2項に基づく個人情報取扱事務の目的以外の目的での利用及び提供に該当する。

第3項関係

【解説】

- 1 本項は、個人情報を収集するときは、原則として本人から収集することを定めたものである。
また、同項各号は、個人の権利利益の保護と適正かつ円滑な県政運営の調和を図る観点から、本人収集の原則の例外を規定したものである。
- 2 特定個人情報については、番号利用法第20条において、同法第19条各号のいずれかに該当する場合にのみ収集することができる旨定められているため、以下本条の規定を適用しない。
- 3 「本人から収集」には、面談や電話等により本人から直接情報を取得する場合のほか、本人から提出された書類が市町村を経由して進達される場合、申請書等が使者により持参される場合、郵便等物理的に他人を介して提出される場合も含まれる。
- 4 意思能力を有しない幼児又は成年被後見人の個人情報をその法定代理人から取得する場合は、本人から収集したものとみなすこととする。
- 5 本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など本人がその内容を承知していない場合においても事務の目的や情報の種類等を知っているときは、本人からの収集に該当するものである。

【運用】

番号利用法第19条第9号に基づき、条例で定めるところにより当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を収集することができる場合については、熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年熊本県条例第57号）に規定している。

第1号～第7号関係 (略)

第8号関係

【解説】

- 1 本号は、本項の第1号から第7号までのいずれにも該当しない場合において、審議会の意見を聴いた上で、本人から収集することとしたのでは、個人情報取扱事務の目的達成に支障が生じるおそれやその円滑な実施が困難となるおそれがある一方で、本人以外のものから収集することとしても本人の権利利益を侵害するおそれがないなど、実施機関が相当の理由があると判断したときは、本人以外のものから個人情報を収集できることを定めたものである。
- 2 「個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じるおそれ」とは、個人情報取扱事務の性質上、本人から収集したのでは、当該事務の目的が損なわれて無に帰すおそれがある場合、あるいは、個人情報取扱事務そのものが成り立たない場合（例、本人以外の事実がからむ住民相談業務）等をいう。

- 3 「個人情報取扱事務の円滑な実施が困難となるおそれ」とは、第1号から第7号までに個人情報の収集が限定されると、多大な経費と労力を要するため、当該事務の円滑な実施を困難にするおそれがある場合等をいう。

【運用】

- 1 本号の規定により本人以外のものから個人情報を収集することが妥当かどうかの判断は、本人以外から収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、個人情報取扱事務の公益性や必要性等の比較衡量により客観的に行われるべきであり、そのために、実施機関は審議会の意見を聴いた上で判断することとされたものである。
- 2 例外規定(第1号から第7号)以外に本人以外から個人情報を収集できる場合(第8号)は次の表のとおり。

【類型事項】

類型番号	類型	本人以外から収集する理由又は必要性
B-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において、選考対象者、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	栄典、表彰等の事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客觀性、正確性の確保が困難であり、また、事務の目的達成に支障が生じ、事務の公正、円滑な実施が困難となるおそれがある。
B-2	(委員、講師等選任) 委員、講師、指導員、モニター等を選任又は推薦する事務において、候補者等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	委員等の適任者を幅広く求め、また、選任等の事務の性質上、本人からの収集では事務の公正、円滑な実施を困難にするおそれがあるため、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。
B-3	(指導、評価等) 指導、評価等の事務において、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	指導、評価等の事務においては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の公正、円滑な実施のために必要であり、また、本人から収集したのでは、情報の客觀性、正確性を確保することができない場合がある。
B-4	(団体等指導及び補助金等の交付) 団体若しくは事業を営む個人に対して指導、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	団体等に対する指導や補助金の交付等に際して、その指導や補助金交付の根拠となる当該団体等の職員や施設入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集することは、当該事務を効率的かつ円滑に実施するために必要である。

B-5	(診察等) 病院、保健所等の機関において、本人に対する診察、疾病の予防等を行うに当たり、本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対する的確な医療、保健指導等を行うため、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等の本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
B-6	(申請届出等) 各種の申請届出等に伴い提出される情報に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	各種の申請届出を伴う事務のうち、当該事務の性質上、構成員や賛助者等の個人情報の収集が必要なものがあり、当該事務の公正かつ円滑な実施を行う上で、申請者等に対し他の者に関する個人情報の提出を求める場合がある。
B-7	(所在確認等) 県の財産管理、保全その他の事務において、本人が所在不明、精神上の障害により事理弁識能力を欠くなどの場合であって、本人以外のものから本人の個人情報を収集するとき	県の財産管理、保全その他の事務において、所在不明、精神上の障害により事理弁識能力を欠くなど、本人から直接収集することが困難な場合には、本人以外のものから収集しなければ当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。
B-8	(委託契約) 委託契約に当たって、その委託先から従業員等に関する個人情報を収集する場合	契約内容によっては、委託先の従業員の氏名等を当該委託先から収集することが必要な場合がある。
B-9	(用地交渉等) 土地、家屋等の取得、収用、使用等に当たり、本人の権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	公共事業等の円滑な推進を図るため、権利関係等を確認するに当たっては、本人以外のものから本人の個人情報を収集することが必要な場合がある。
B-10	(交渉、争訟) 交渉、争訟の事務において本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	交渉、争訟事務においては、本人と県との対立、相反関係があり、本人から収集したのでは県の不利益を伴うことがあることから、情報の客観性、正確性を確保する上で本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
B-11	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情その他の本人の自由な意思を契機として相談等業務を適切に行うため、当該本人以外の者に関する個	相談、要望、陳情、意見、苦情等における情報は、相談者等の自由な意思を契機として収集されるものであり、実施機関として当該相談等に適切に対応するために、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報

	人情報を収集することとなる場合	を収集することが必要な場合がある。
--	-----------------	-------------------

【個別事項】

個人情報取扱事務の名称	担当課	個人情報の対象者	個人情報の収集先	収集する個人情報の内容	収集する理由又は必要性
熊本県がん総合対策推進情報システム事業におけるがん登録	健康づくり推進課	医療機関、検診機関でがんと診断された者	医療機関、検診機関	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、死因、診断年月日、死亡年月日、罹患内容、部位、手術内容等	熊本県のがん患者の罹患、生存等の動向を把握、分析することは、がん対策の効果的な推進と、県民の保健衛生の向上に寄与するため必要であるが、がん告知が十分ではないところから、本人の同意なく個人情報を収集する必要がある。
市町村地域担い手育成総合支援協議会が情報管理しているシステム(農地情報図)からの個人情報の収集	農村計画・技術管理課 技術管理室	農地所有者及び耕作者	市町村地域担い手育成総合支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○個人に関する情報 氏名、年齢、住所 ○農地に関する情報 農地所在地、面積、地目、作付状況、単収、借地料、借地期間 ○農地条件に関する情報 農地区画情報、農業用排水路情報、基盤整備状況等 	<p>農業や農村の維持・発展、食料の安定供給、水源かん養などの多面的な機能発揮のためには、農地に係る情報を収集し、農業者の育成や耕作放棄地等の有効利用を図ることが必要である。</p> <p>その農地情報は、相当数の農家のほか、非農家が所有する農地情報も収集する必要があり、すべての農地について、その所有者等から情報を収集することは、実務的に不可能であり、本人の同意なく個人情報を収集する必要がある。</p>

保険医療機関等の指導・監査業務に係る診療報酬明細書等(写)の熊本県国民健康保険団体連合会等からの入手事務について	国保・高齢者医療課	診療報酬明細書等に記載された者	熊本県国民健康保険団体連合会、熊本県醫師国民健康保険組合、熊本県歯科醫師国民健康保険組合	患者の氏名、性別、生年月日、被保険者証の記号・番号、保険給付割合、傷病名、患者が受けた当該月の医療行為等(診察、検査、投薬、処置、手術等又は施術、訪問看護)の内容、診療報酬請求点数等	個別指導等又は監査を実施する場合、法律等の規定に基づき、保険医療機関等の有する診療録等の提示を求め、保険医療機関等が作成し支払の基となった明細書等の写しと突き合わせることにより、診療報酬等の請求誤りや不正又は著しく不当な請求がないか確認を行うことが不可欠である。 この確認を効果的に行うためには、国民健康保険団体連合会又は保険者が保有又は保管している指導対象保険医療機関等が作成した明細書等の写しを、事前に対象保険医療機関等に知られることなく入手したうえで、請求内容の傾向及び特徴の点検を行っておく必要がある。
--	-----------	-----------------	--	---	--

防犯カメラ等により個人情報を収集する事務				
設置施設等	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
熊本県庁舎	管財課	防犯、施設安全管理等	施設利用者、不正侵入者等	個人が識別できる画像
熊本県小型機総合航空基地内小型機駐機場	交通政策課			
福祉総合相談所	福祉総合相談所			
県営古庭坊団地	住宅課			
天草空港	天草空港管理事務所			
矢形川湧水天然プール	上益城地域振興局			
八代総合庁舎	八代地域振興局			
県営有料駐車場	企業局			
熊本県立青少年教育施設(天草青年の家、菊池少年自然の家、豊野少年自然の家)	社会教育課			
熊本県立図書館(くまもと文学・歴史館を含む)	熊本県立図書館			
熊本県立美術館	熊本県立美術館			
済々黌高等学校歴史資料館	済々黌高等学校			
熊本北高等学校	熊本北高等学校			
熊本商業高等学校寄宿舎	熊本商業高等学校			
熊本商業高等学校	熊本商業高等学校			

管理等及び教室棟			
玉名高等学校	玉名高等学校		
球磨商業高等学校	球磨商業高等学校		
熊本県立天草高等学校 寄宿舎	天草高等学校		
盲学校小学校部棟	盲学校		
盲学校寄宿舎	盲学校		
熊本聾学校北門	熊本聾学校		
熊本支援学校	熊本支援学校		
ひのくに高等支援学校	ひのくに高等支援学校		
熊本かがやきの森支援学校	熊本かがやきの森支援学校		
菊池支援学校	菊池支援学校		
苓北支援学校	苓北支援学校		
県立こころの医療センター	病院局		
熊本県立大学図書館	熊本県立大学		

ドライブレコーダーにより個人情報を収集する事務				
設置車両	所属名	設置目的	撮影対象者	収集する個人情報の内容
道路整備課所管の公用車	道路整備課	職員の安全運転意識、運転マナーの向上、交通事故発生における迅速かつ適切な処理等	公用車が通行する道路周辺の歩行者、車両及び車両の運転者	個人が識別できる映像（及び音声）
道路パトロール車（各広域本部及び各地域振興局維持管理（調整）課）	道路保全課			車両の登録番号が識別できる映像
宇城地域振興局所管の公用車	宇城地域振興局			
県北広域本部所管の公用車	県北広域本部			
企業局所管の公用車	企業局			

熊本県知事様

熊本県個人情報保護制度審議会
会長 野口 敏夫



熊本県個人情報保護条例の審議会の意見を聴く事項について（答申）

平成13年2月1日付け私文第1209号で諮問がありましたこのことについて、熊本県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第35条に基づき、下記のとおり答申します。

記

- 1 諒問事項全般について

各諒問事項について、別紙1から5の内容を適當であると判断します。
ただし、個別の個人情報取扱事務について、類型事項への該当性を判断するに当たっては、取扱原則の各規定の趣旨に沿って、個人の権利利益が不当に侵害されないよう最大限配慮し、安易にその対象とすることがないようにしてください。
また、判断がつきがたい事案については、当審議会の意見を聴くなど適切に対応してください。
- 2 個人情報登録対象事務登録簿の作成が省略できる事務（条例第6条第4項）について

これらの類型事務は個人の権利利益の侵害のおそれが少ないと認められるものではあります、当該事務に係る行政文書の保存期限終了後は当該個人情報を含む行政文書を確實かつ速やかに廃棄又は消去するなど適正な管理に努めてください。
- 3 例外規定以外に本人以外から個人情報を収集する事項（条例第7条第2項第7号）について

個別事項である熊本県がん総合対策推進情報システム事業（以下「がん登録事業」という。）における個人情報の収集については、がん対策の効果的な推進と県民の保健衛生の向上など、その公益上の必要性は理解できるものであり、これを認めるものとします。
ただし、患者の権利利益の保護をより図るため、関係団体とも連携して広く県民等に対してがん登録事業の周知を図るとともに、国の制度化のみならず、条例化も視野に入れたがん登録事業の制度見直しの検討を行い、それらの対応状況を当審議会に対して定期的に報告してください。

4 思想、信条及び信教に関する情報等を例外的に収集する事項（条例第7条第3項）について

類型事項に該当する個別の個人情報取扱事務であっても、これらの個人情報を収集する必要性や範囲について常に見直しを行い、当該個人情報を取り扱う機会を必要最小限にとどめるようにしてください。

5 例外規定以外に個人情報をその取扱事務の目的以外の目的で利用及び提供する事項（条例第8条第8号）について

個別事項であるがん登録事業における個人情報の提供は、がんと診断した医療機関（以下「届出医療機関」という。）が患者に行った診療、治療行為等の事後の効果を評価し、届出医療機関における診療活動に活用するなど、臨床的ながん治療、研究の推進において公益性が認められるものであり、また、届出医療機関に対して提供される個人情報の内容は生死の別、死亡年月日、死因の3点に限られており、提供を受ける医師も刑法上の守秘義務（刑法第134条）が課せられていることから、個人の権利利益が不当に侵害されるおそれはないと考えられるので、これを認めるものとします。

ただし、患者の権利利益の保護をより図るため、関係団体とも連携して広く県民等に対してがん登録事業の周知を図るとともに、国の制度化のみならず、条例化も視野に入れたがん登録事業の制度見直しの検討を行い、その対応状況を当審議会に対して定期的に報告してください。

6 オンライン結合による個人情報の提供を例外的に行う場合（条例第9条第2項）について

オンライン結合による個人情報の例外的な提供については、別紙6の基準により検討することが適當と判断しました。この基準に従い、各個別事項を検討しました。

今後、新たにオンライン結合による個人情報の提供を行おうとする実施機関は、当審議会への諮問に先立ち、この基準を満たすよう十分検討してください。

また、閉鎖型のオンライン結合による提供においては、提供先に対しても適正な措置を講ずるよう要請してください。

さらに、今後増加が予想されるインターネットを活用した開放型のオンライン結合による提供においては、本人の同意をはじめ、上記基準を満たした上で、個人の権利利益が不当に侵害されることがないよう細心の注意をもって運用されることを要望します。

2 例外規定以外に本人以外から個人情報を収集する事項(第7条第2項第7号)

【類型事項】

類型番号	類型	本人以外から収集する理由又は必要性
B-1	(栄典、表彰等) 栄典、表彰等の事務において、選考対象者、候補者に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	栄典、表彰等の事務の性質上、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性の確保が困難であり、また、事務の目的達成に支障が生じ、事務の公正、円滑な実施が困難となるおそれがある。
B-2	(委員、講師等選任) 委員、講師、指導員、モニター等を選任又は推薦する事務において、候補者等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	委員等の適任者を幅広く求め、また、選任等の事務の性質上、本人からの収集では事務の公正、円滑な実施を困難にするおそれがあるため、本人以外のものから個人情報を収集する必要がある。
B-3	(指導、評価等) 指導、評価等の事務において、本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	指導、評価等の事務においては、本人以外のものから個人情報を収集することが、当該事務の公正、円滑な実施のために必要であり、また、本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができない場合がある。
B-4	(団体等指導及び補助金等の交付) 団体若しくは事業を営む個人に対して指導、又は補助金の交付等を行うに当たり、当該団体等の職員、構成員又は当該団体等が設置し若しくは運営している施設の入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する場合	団体等に対する指導や補助金の交付等に際して、その指導や補助金交付の根拠となる当該団体等の職員や施設入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集することは、当該事務を効率的かつ円滑に実施するために必要である。
B-5	(診察等) 病院、保健所等の機関において、本人に対する診察、疾病の予防等を行うに当たり、本人の家族等から本人に関する個人情報を収集する場合	患者や受診者等に対する的確な医療、保健指導等を行うため、本人の過去の治療歴等に関する個人情報を家族や主治医等の本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
B-6	(申請届出等) 各種の申請届出等に伴い提出される情報に申請者等以外の者に関する個人情報が含まれている場合	各種の申請届出を伴う事務のうち、当該事務の性質上、構成員や賛助者等の個人情報の収集が必要なものがあり、当該事務の公正かつ円滑な実施を行う上で、申請者等に対し他の者に関する個人情報の提出を求める場合がある。
B-7	(所在確認等) 県の財産管理、保全その他の事務において、本人が所在不明、精神上の障害により事理弁識能力を欠くなどの場合であって、本人以外のものから本人の個人情報を収集するとき	県の財産管理、保全その他の事務において、所在不明、精神上の障害により事理弁識能力を欠くなど、本人から直接収集することが困難な場合には、本人以外のものから収集しなければ当該事務の目的達成に支障が生じるおそれがある。
B-8	(委託契約) 委託契約に当たって、その委託先から従業員等に関する個人情報を収集する場合	契約内容によっては、委託先の従業員の氏名等を当該委託先から収集することが必要な場合がある。
B-9	(用地交渉等) 土地、家屋等の取得、収用、使用等に当たり、本人の権利関係等に関する個人情報を本人以外のものから収集する場合	公共事業等の円滑な推進を図るため、権利関係等を確認するに当たっては、本人以外のものから本人の個人情報を収集することが必要な場合がある。

B-10	(交渉、争訟) 交渉、争訟の事務において本人から収集したのではその目的を達成し得ない場合	交渉、争訟事務においては、本人と県との対立、相反関係があり、本人から収集したのでは県の不利益を伴うことがあることから、情報の客観性、正確性を確保する上で本人以外のものから収集することが必要な場合がある。
B-11	(相談等) 相談、要望、陳情、意見、苦情その他の本人の自由な意思を契機として相談等業務を適切に行うため、当該本人以外の者に関する個人情報を収集することとなる場合	相談、要望、陳情、意見、苦情等における情報は、相談者等の自由な意思を契機として収集されるものであり、実施機関として当該相談等に適切に対応するために、事務の目的の範囲内でこれらの個人情報を収集することが必要な場合がある。

【個別事項】

個人情報取扱事務の名称	担当課	個人情報の対象者	個人情報の収集先	収集する個人情報の内容	収集する理由又は必要性
熊本県がん総合対策推進情報システム事業におけるがん登録	高齢保健福祉課	医療機関、検診機関でがんと診断された者	医療機関、検診機関	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、死因、診断年月日、死亡年月日、罹患内容、部位、手術内容等	熊本県のがん患者の罹患、生存等の動向を把握、分析することは、がん対策の効果的な推進と、県民の保健衛生の向上に寄与するため必要であるが、がん告知が十分ではないところから、本人の同意なく個人情報を収集する必要がある。

資料 3-1

【報告】

審議会答申を受けた防犯カメラ及びドライブレコーダーの
運用状況について



中華民國

衛生部

【卷一】

第一章 仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事 丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

仁愛天下而有道之大德無外乎愛物與全物事

丁未年正月大閱

審議会答申を受けた防犯カメラの概要と運用状況

設置施設等	所属名	設置目的	台数	撮影対象	撮影時間	保存期間	監視の表示	要項の公表・周知方法	備考
1 岐阜古庭坊団地	住宅課 防犯	1 エレベーターユーザー	常時	エレベーター乗降口付近に掲示。	20日間	有	有	無	無
2 天草空港	天草空港管理事務所 空港の安全管理、防犯	4 空港来場者、車	常時	県ホームページ(港湾課)掲載	7日間	有	有	無	無
3 八代総合庁舎	県南広域本部 施設の安全管理、防犯	5 不特定多数の来庁者	常時	県有料駐車場入口、エレベーターホール等に掲示	1月間	有	有	無	H28.4.1から指定管理者制度へ移行。指定管理者においては、協定書の中でも、県の個人情報保護条例に基づき、運営するよう指示している。(県における管理要領に改正はない。)
4 県営有料駐車場	企業局 犯罪の予防、防災	27 入場する全ての車両、人物	常時	飲酒運転事件に関して、警察に画像データを提供(6件)(6/21~6/27、8/1~10/21、11/1~28)	7日間	有	有	無	
5 済々黌高等学校 歴史資料館	防犯	1 夜間及び休日の不法侵入者	不法侵入者が自動的に撮影	1月間	有	有	有	カメラの下に掲示 学校ホームページに掲載	無
6 熊本商業高等学校 寄宿舎	熊本商業高等学校 寄宿舎に居住する生徒の安全確保、防犯	4 寄宿舎敷地内に出入りする者	常時	7日間	有	有	有	掲示板に掲示	無
7 小学部様	熊本盲学校 防犯、施設の安全管理等	2 施設利用者、不正侵入者等	常時	7日間	有	有	有	掲示板に掲示	無
8 熊本壱学校 北門	熊本壱学校 進入者、北門開閉状況の確認	2 敷地内への侵入者	生徒等の在校時間、施設の外部開放時間	7日間	有	有	有	正門と北門に掲示	無
9 熊本商業高等学校 管理棟及び教室棟	生徒、職員等の安全確保、防犯	4 敷地内への侵入者	常時	1月間	有	有	有	職員へ配布	近隣で発生した痴漢事件について、警察に画像データを提供(H28年1月)
10 熊本盲学校 寄宿舎	熊本盲学校 防犯、施設の安全管理等	1 施設利用者、不正侵入者等	常時	7日間	有	有	有	学校HPに掲載、PTA総会等での説明	無
11 福祉総合相談所	福祉総合相談所 防犯、施設の安全管理等	4 開院後の来訪者、不正侵入者等	開院時間	12日間	有	有	有	掲示板に掲示	無
12 熊本県立美術館 分館	熊本県立美術館 展示室等への来訪者、別館建物へ接近する者	53 展示室等への来訪者、別館建物へ接近する者	常時	1月間	有	有	有	閲覧スペースに配置	無
13 弓形川湧水天然ブーム	上益城地域振興局 上益城地域振興局	3 時間外の施設への侵入者	午後6時から翌朝10時まで(4月25日~9月30日)	7日間	有	有	有	掲示板に掲示	無
14 もと文字・歴史館(まむし)	熊本県立図書館(まむし) 熊本支店を含む	10 施設利用者、不正侵入者等	常時	10日間	有	有	有	(今後、公表・周知方法について検討予定)	無
15 熊本北高等学校	熊本北高等学校 防犯	3 不正侵入者	21時から翌朝6時まで	1月間	有	有	有	正門と裏門に掲示	無
16 天草高等学校 寄宿舎	天草高等学校 生徒の安全管理、防犯	1 施設利用者、不正侵入者等	常時	1月間	有	有	有	職員へ配布、モニターリング装置	無
17 球磨商業高等学校	球磨商業高等学校 生徒の安全管理、防犯	2 施設利用者	常時	2週間	有	有	有	管理棟1階に掲示、育友会総会等で周知 H28.4に球磨中央高校が開校するために、各校を追加設定。設置台数、設置場所等の変更はない)	無
18 熊本支援学校	熊本支援学校 生徒の安全管理、防犯	3 施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	有	正門に掲示	無

19	菊池支援学校	菊池支援学校	生徒の安全管理、防犯	2	不正侵入者	常時	2週間	有	有	防犯モニター土台部に掲示	無
20	杏北支援学校	杏北支援学校	生徒の安全管理、防犯	1	不正侵入者	常時	1週間	有	有	玄関に掲示	無
21	熊本県立舍 財産経営課	施設の安全管理、防犯	38	施設利用者	常時	2週間	有	有	有	県ホームページ(管財課)掲載	無
22	玉名高等学校	玉名高等学校	生徒の安全管理、防犯	2	施設利用者	常時	2週間	有	有	職員に周知	無
23	熊本かがやきの森支 援学校	熊本かがやきの 森支援学校	児童・生徒の安全管理、防犯	3	施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	学校HPに掲載	無
24	熊本県立大学図書館	熊本県立大学	大学の構成員及び利用者の安 全確保	6	図書館利用者、不正侵入者 等	常時	1週間	有	有	学校HPに掲載	無
25	熊本県内小型機 空港	交通政策課	駐機場内の安全確保、防犯	1	施設利用者、不正侵入者	常時	1月間	有	有	関係機関及び職員に配付して周 知	無
26	熊本県立青少年教 育施設(天草青年の家、 自然の家、 豊野少年自然の家)	社会教育課	施設利用者の安全確保、防犯	27	施設利用者、不正侵入者	常時	1月間	有	有	(今後、公表・周知方法について検 討予定)	無
27	ひのくに高等支 援学校	ひのくに高等支 援学校	生徒の安全管理、防犯	1	施設利用者、不正侵入者	常時	2週間	有	有	(今後、公表・周知方法について検 討予定)	無
28	県立こころの医療セ ンター	病院局	施設の安全管理、防犯、患者の 施設対応	2	患者、来院者、不正侵入者	常時	10日間	有	有	県ホームページ(こころの医療セ ンター)掲載	無

審議会答申を受けたドライブレコーダーの概要と運用状況

設置車両等	所属名	設置目的	台数	撮影対象	撮影時間	保存期間	位置の表示	要項の公表・周知方法	H27.12以降の 画像の利用・提供事例	備考
1 管理する公用車	宇城地域振興局が所管する公用車	職員の安全運転意識及び運転マナーの向上 -交通事故、トラブル発生時の迅速かつ適切な処理	7台	車両前方の映像	出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	
2 道路整備課が所管する公用車	道路整備課	道路状況の確認 -交通安全対策	1台	車両前方の映像	出発してから帰着するまで	30日間	有	県ホームページに掲載	無	
3 広域本部及び各地域振興局維持管理(調査)課	トロール車(各広域本部及び各地域振興局維持管理(調査)課)	事故発生の抑制 -適切な事故処理状況に関する情報収集力の向上	9台	車両前方の映像	出発してから帰着するまで	30日間	有	県ホームページに掲載	無	
4 県北広域本部が所管する公用車	県北広域本部	適切な事故処理 -交通違反等の確認	6台	車両前方の映像	出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	
5 企業局が所管する公用車	企業局	交通事故の防止 -適切な事故処理 -交通安全に対する職員の意識高揚	13台	車両前方の映像	出発してから帰着するまで	1月間	有	県ホームページに掲載	無	



資料 3-2

【報告】

熊本県個人情報保護条例の改正について

第一七 挑剔

(卷四)

不外二三句的即多翻譯原人語或本語

熊本県個人情報保護条例の改正について

1. 平成29年2月県議会に上程した条例改正案について

平成27年9月の番号利用法改正に伴い、関係規定の整理が必要となったため、以下の改正を行うこととし、平成29年2月議会に提案した。【新旧対照表参照】

(施行日：平成29年5月30日) ※改正番号法の施行と同時

- | |
|-----------------------------|
| 1 定義等の改正（第2条、第32条の5第3項） |
| 2 条ずれの修正（第32条の6第1項、第35条第2項） |

※前回の審議会で説明した個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正に係る条例改正は見送った。

2. 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正について

- ・改正個人情報保護法の全面施行日及び行政機関個人情報保護法改正法の施行日が、共に平成29年5月30日に決定した。（政令公布済）
- ・地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会（検討会）が、平成28年9月から平成29年3月にかけて開催されている。今後、公表される最終報告書の中で、今回の法改正に伴う、地方公共団体の個人情報保護条例改正の方向性が示される予定。

3. 各都道府県の条例改正予定期（平成29年1月時点）

	個人情報の定義 の明確化	要配慮個人情報	非識別加工情報
H29年2月議会	13	10	0
H29年6月議会	18	16	0
H29年9月議会以 降又は未定	16	21	47

4. 今後の条例改正スケジュールについて

- ・前回の審議会で説明した「個人情報の定義の明確化」「要配慮個人情報の収集制限」「県出資法人等の措置に関する規定の削除」については、検討会最終報告書公表後に、改正内容を再検討した上で、平成29年度中の改正を予定。その際、熊本県個人情報保護制度審議会に、改正案に関する諮問を行う予定。
- ・非識別加工情報については、平成29年度中に具体的な検討を開始する予定。

熊本県個人情報保護条例新旧対照表(平成29年2月熊本県議会提出)

第3項とあるのは「第32条の4第3項において準用する第19条の2第3項」と、第25条の3中「提供先」とあるのは「提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者）」（当該訂正による番号利用法第23条第1項及び第2項に規定する記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）と読み替えるとのとする。

4 (略)

(特定個人情報の利用停止請求等)

第32条の6開示を受けた自己特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の利用停止を請求することができる。

(1) 第7条第1項もしくは第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)
2・3 (略)

第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会
(個人情報保護制度審議会)

第3項とあるのは「第32条の4第3項において準用する第19条の2第3項」と、第25条の3中「提供先」とあるのは「提供先（情報提供等記録の訂正を実施した場合にあっては、総務大臣及び番号利用法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号利用法第23条第1項及び第2項（これららの規定を番号利用法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））と読み替えるものとする。

4 (略)

(特定個人情報の利用停止請求等)

第32条の6開示を受けた自己特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、当該実施機関に対し、当該各号に定める特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）の利用停止を請求することができる。

(1) 第7条第1項もしくは第2項の規定に違反して収集されたものであるとき、第32条の3の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) (略)
2・3 (略)

第4章 熊本県個人情報保護制度審議会及び熊本県個人情報保護審査会
(個人情報保護制度審議会)

<p>第35条 (略)</p> <p>2 番議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 番号利用法第27条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3~7 (略)</p>	<p>第35条 (略)</p> <p>2 番議会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 番号利用法第28条第1項の規定に基づく個人情報保護委員会規則の規定により評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3~7 (略)</p>
--	--

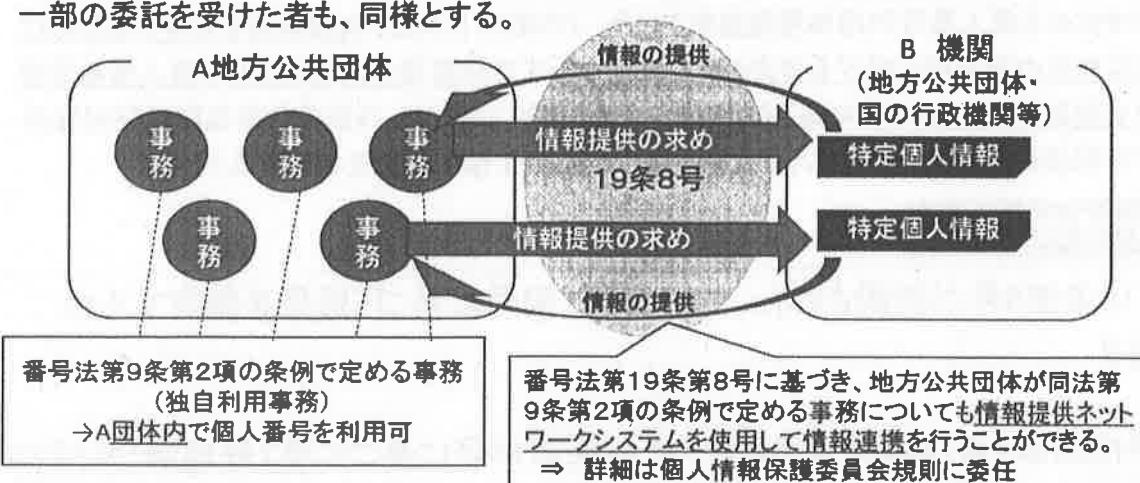
番号法第9条第2項の 条例で定める事務に係る 情報連携について

平成28年1月29日（金）
都道府県・指定都市職員向け説明会
個人情報保護委員会事務局

番号法第9条第2項の条例で定める事務に係る情報連携について (番号法新第19条第8号)

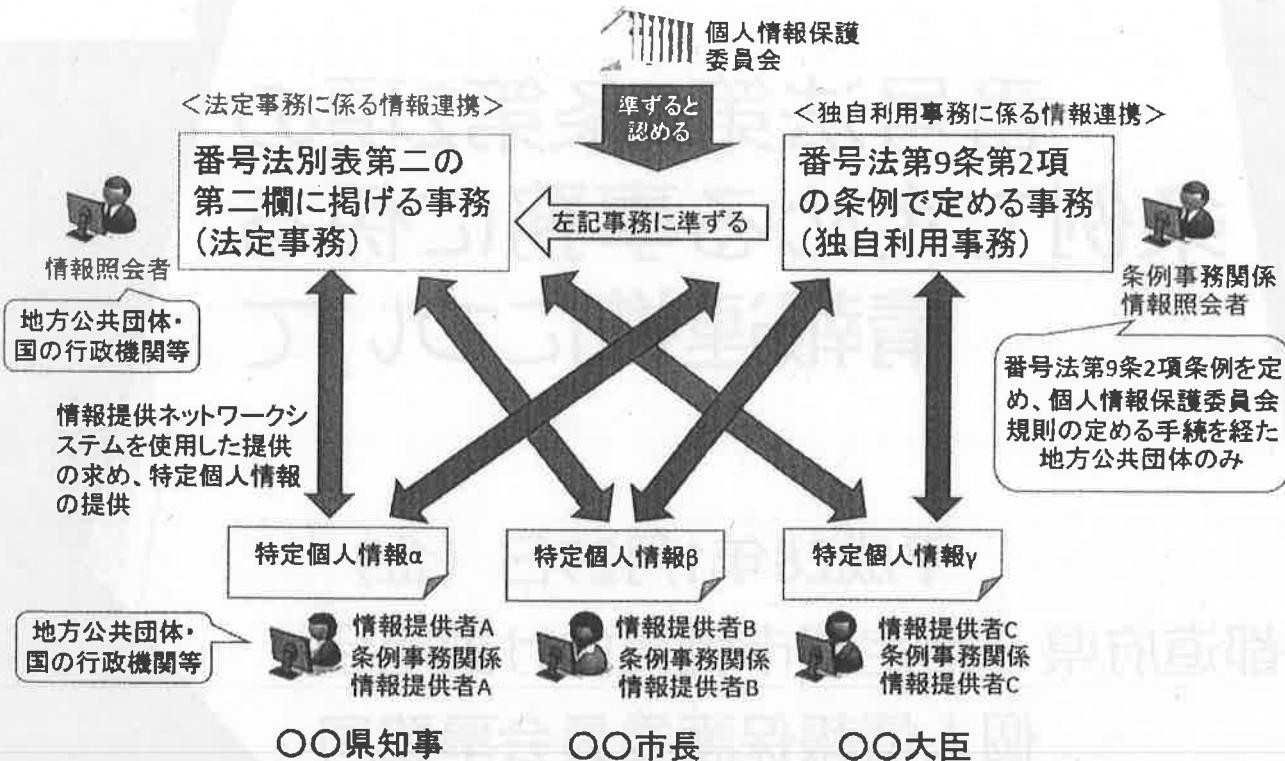
番号法第9条第2項（抄）

地方公共団体の長その他の執行機関は、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税(中略)又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定めるもの処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



地方公共団体が条例で定める事務についても情報連携を行うことで、添付書類の削減等住民へのメリットを提供できるほか、他の地方公共団体等他の機関からの照会対応を効率化。 1

独自利用事務に係る情報連携のイメージ



2

番号法第19条第8号の委員会規則について

番号法第19条第8号（抄）

条例事務関係情報照会者(第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務のうち別表第二の第二欄に掲げる事務に準じて迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして個人情報保護委員会規則で定めるものを処理する地方公共団体の長その他の執行機関であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。(中略))が、政令で定めるところにより、条例事務関係情報提供者(当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定める個人番号利用事務実施者をいう。(中略))に対し、当該事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて当該事務の内容に応じて個人情報保護委員会規則で定めるもの(中略)の提供を求めた場合において、当該条例事務関係情報提供者が情報提供ネットワークシステムを使用して当該特定個人情報を提供するとき。

規則で定める事項

第19条第8号が新設されたことに伴い、同号に基づく規則を制定する必要あり

⇒ 平成27年9月28日に公布した、第19条第14号に基づく準7号規則(平成27年委員会規則第3号)で定める仕組みと同様の内容を今後適切な時期に個人情報保護委員会において規定予定

3

第19条第8号に基づく情報連携①

独自利用事務の情報連携の根拠が「番号法第19条第14号及びそれに基づく規則」から「新第19条第8号及びそれに基づく規則」へ

⇒新第19条第8号に基づく独自利用事務の情報連携について、新設第26条により第21条第2項から第25条までの規定が準用される。



独自利用事務の情報連携についても情報提供ネットワークシステムを使用することが法律上明記され、

- 情報提供者情報提供義務規定(第22条第1項)…(次頁※)
- 添付書類の省略に関する規定(第22条第2項)
- 情報提供等の記録に関する規定(第23条)
- 秘密保持義務に関する規定(第25条)

等が適用されることになる。

(参考) 番号法第26条

第二十六条 第二十二条(第一項を除く。)から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十二条第一項中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務(第十九条第七号)」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務(第十九条第八号)」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。²¹

第19条第8号に基づく情報連携②

※提供の対象とならない特定個人情報について ⇒詳細については検討中

- 番号法新第26条により読み替えて準用される第22条第1項の条例により第19条第8号の規定により提供できる範囲が限定されている特定個人情報であって、個人情報保護委員会規則の定めるところによりあらかじめその旨を個人情報保護委員会に申し出たもの

(参考) 番号法第26条により読み替えて準用される第22条

第二十二条 条例事務情報提供者は、第十九条第八号の規定により特定個人情報の提供を求められた場合において、当該提供の求めについて前条第二項の規定による総務大臣からの通知を受けたときは、政令で定めるところにより、条例事務関係情報照会者に対し、当該特定個人情報を提供しなければならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない。

事務の事例の拡大に向けて①

◆ 平成27年8月

情報連携の対象となる独自利用事務の事例を公表

※ () 内は準ずる番号法別表第2の項

- ① 子どもの医療費助成に関する事務 (9、74)
- ② 小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務 (9)
- ③ 「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について（昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知）」に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務 (26)
- ④ 地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務（法定事務に係るものを除く。） (31)
※ 住宅に困窮する低額所得者に対する低廉な家賃での賃貸又は転貸である場合
- ⑤ 特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務（負担金に係る事務）以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務（補助金に係る事務） (37)
- ⑥ ひとり親等の医療費助成に関する事務 (57、65)
- ⑦ 児童の育成に係る手当、遺児に係る手当等の支給に関する事務 (57)
- ⑧ ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務 (65)
- ⑨ 重度心身障害者等の医療費助成に関する事務 (67、108)
- ⑩ 障害児の育成に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑪ 心身障害者の福祉に係る手当等の支給に関する事務 (67、108)
- ⑫ 痛苦福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務 (67、108)
- ⑬ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務（日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等） (67、108)
※ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑭ 高齢者の医療費助成に関する事務 (94)
- ⑮ 介護サービス等利用者負担軽減に関する事務 (94)
- ⑯ 介護サービス等の給付に関する事務（介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等（介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。）） (94)
※ 介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業については、主務省令が定まるまでの当面の措置として情報連携を実施するものである。
- ⑰ 高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務 (113)
- ⑲ 私立高等学校等への奨学給付金の支給に関する事務 (113)
- ⑳ 就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。） (113)
- ㉑ 幼稚園就園奨励費の支給に関する事務 (113)

事務の事例の拡大に向けて②

◆ 平成27年11月

「地方公共団体における情報連携の対象となる独自利用事務等に関する検討会」第1回を開催。

地方公共団体・関係各省を構成員とする本検討会では、下記の事例の拡大を検討している。

- ① 障害児通所給付費の支給に関する事務（法別表第2 10と11の項）
- ② 障害福祉サービスの提供に関する事務（法別表第2 10と11の項）
- ③ 母子家庭等に対する資金貸付に関する事務（法別表第2 63の項）
- ④ 学資の貸与に関する事務（法別表第2 106の項）
- ⑤ 心身障害者扶養共済制度の掛金減免に関する事務（法別表第2 67、108の項）

◆ 平成28年2月

「地方公共団体における情報連携の対象となる独自利用事務等に関する検討会」第2回を開催予定

◆ 検討会終了後 ⇒ 追加する事例を公表予定

平成29年7月からの情報連携に係る事務処理手順のイメージ

※ 都道府県の形式チェックあり(御協力いただける都道府県内の市区町村)

事務処理手順	主体	平成28 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
①事前登録 (最終)	各地方 公共団体			➡							
②事前チェック 書類の提出	各地方 公共団体										
③事前チェック	都道府県										
	委員会										
④条例制定	各地方 公共団体										
⑤届出	各地方 公共団体										
⑥審査	委員会										
⑦届出内容を公 表	委員会										

8

平成29年7月からの情報連携に係る事務処理手順のイメージ

※ 都道府県の形式チェックなし(都道府県、指定都市等)

事務処理手順	主体	平成28 3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
①事前登録 (最終)	各地方 公共団体			➡							
②事前チェック 書類の提出	各地方 公共団体										
③事前チェック	委員会										
④条例制定	各地方 公共団体										
⑤届出	各地方 公共団体										
⑥審査	委員会										
⑦届出内容を公 表	委員会										

9

Digital PMO上の事前登録状況 (2015年11月20日時点)

◆ 独自利用事務の情報連携を希望する団体

...1,317団体

(内訳) 都道府県 41団体
市町村 1,276団体

◆ 情報連携を希望する事務件数

...13,589事務

(内訳) 都道府県 311事務
市町村 13,278事務

10

届出書の記載における注意点・ 特にご確認いただきたい点について①

◆ 「対象者」「事務の趣旨又は目的」を示す語への下線引き忘れ

(2) 独自利用事務	
省	○○市小児の医療費助成に関する条例(昭和〇年条例第〇号)による小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	○○市番号条例別表第一 第〇の項 ○○市小児の医療費助成に関する条例(昭和〇年条例第〇号)による小児医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
よう	○○市小児の医療費助成に関する条例(昭和〇年条例第〇号) 第一条 この条例は、 <u>小児の保護者</u> に対して医療費の一部を負担するとして、その家庭における生活の福祉の増進に寄与することを目的とする。

対象者、事務の趣旨
又は目的を示す語に
下線を引いてください。

※ 平成27年10月13日時点でお
示ししている記載要領では、対
象者に下線を引く旨が書かれて
おりません。

11

届出書の記載における注意点・特にご確認いただきたい点について②

◆ 事務の内容への下線の引き忘れ

2. 地する法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①規制規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 I 号	○○市小児の医療費助成に関する条例第○条第○項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に付する事務	小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		

事務の内容に下線を引いてください。

12

届出書の記載における注意点・特にご確認いただきたい点について③

◆ 情報提供者及び提供を求める特定個人情報が法定事務と同一であるか

特定個人情報1		
①規制規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 I 号ハ	○○市小児の医療費助成に関する条例第○条第○項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請に係る小児慢性持続疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2~10		
事務2~10		

なお、この列（法定事務の欄）は、番号法別表第2及び法別表第2主務省令を確認のうえ、適切に記載してください。

法定事務と独自利用事務の「情報提供者」と「提供を求める特定個人情報」は一致します。

13

届出書の記載における注意点・特にご確認いただきたい点について④

- ◆ 根拠規範中の根拠規定は適切か

(2) 独自利用事務
○○市小児の医療費助成に関する条例第3条第2項
て 小児の保護者に対する医療費の一部助成に係る事実についての審査に関する事務
○○市小児の医療費助成に関する条例第4条
市町村長
係 当該申請を行う者又は当該者の同居人に係る住民票に記載された住民票開係情報

○○市小児の医療費助成に関する条例
(平成△年条例第□号)

第3条第2項 この条例による助成を受けようとする対象となる小児の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、その資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

第4条 この条例による助成の対象となる小児は、○○市内に住所を有する者であって、～～（略）～～である者とする。

独自利用事務の根拠規範の根拠規定は適切にご記入ください。条例でおおまかに定め、具体的な事務内容については規則等に委任しているという場合については、条例の根拠規定に併せて規則における根拠規定についても記載をし、添付書類として提出してください。

14

届出書の記載における注意点・特にご確認いただきたい点について⑤

- ◆ 根拠規定上の事務実施者と実際の事務実施者が異なる場合

②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2~10		
事務2~10		
備考	当該事務は条例による事務処理特例制度を活用しており、○○市が処理している。	

事務処理特例条例や委任、補助執行等により、根拠規定上の事務実施者と実際の事務実施者が異なっている場合には、その旨を備考欄に記入してください。

15